

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月29日

【事業年度】 第95期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

【会社名】 森永乳業株式会社

【英訳名】 Morinaga Milk Industry Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 宮原道夫

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目33番1号

【電話番号】 03(3798)0116

【事務連絡者氏名】 財務部経理グループ長 町田 勝重

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目33番1号

【電話番号】 03(3798)0116

【事務連絡者氏名】 財務部経理グループ長 町田 勝重

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月
売上高 (百万円)	599,273	594,834	601,499	592,617	592,087
経常利益 (百万円)	12,395	8,232	14,959	21,960	22,355
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,839	4,164	10,576	13,202	15,781
包括利益 (百万円)	6,899	7,416	5,794	15,240	17,788
純資産額 (百万円)	120,959	125,286	129,370	142,846	159,102
総資産額 (百万円)	360,578	383,357	378,852	385,366	416,463
1株当たり純資産額 (円)	486.84	502.36	518.61	2,870.80	3,184.08
1株当たり当期純利益 (円)	19.60	16.86	42.80	267.02	319.01
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	19.54	16.81	42.67	266.27	318.27
自己資本比率 (%)	33.3	32.4	33.8	36.9	37.8
自己資本利益率 (%)	4.1	3.4	8.4	9.8	10.5
株価収益率 (倍)	16.9	27.0	14.1	15.5	13.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	21,946	8,543	28,223	37,350	25,110
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15,930	17,642	22,234	21,233	16,921
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,211	12,887	10,449	15,243	5,774
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	7,080	11,105	6,203	7,077	9,838
従業員数 〔外、平均臨時雇用 者数〕 (名)	5,664 〔2,435〕	5,649 〔2,244〕	5,602 〔2,266〕	5,771 〔2,285〕	5,987 〔2,364〕

(注) 1 売上高には消費税等は含めておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3 平成29年10月1日付けで普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第94期の期首から当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月		平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月
売上高	(百万円)	443,640	444,371	453,865	444,311	440,554
経常利益	(百万円)	7,050	3,471	9,722	14,836	18,678
当期純利益	(百万円)	3,327	1,668	7,834	9,134	13,583
資本金	(百万円)	21,704	21,704	21,704	21,704	21,704
発行済株式総数	(株)	253,977,218	248,977,218	248,977,218	248,977,218	49,795,443
純資産額	(百万円)	83,787	83,270	88,556	98,092	110,389
総資産額	(百万円)	304,633	319,950	322,247	330,436	355,059
1株当たり純資産額	(円)	338.44	336.22	357.40	1,978.58	2,226.34
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	(円)	7.00 ( )	7.00 ( )	7.00 ( )	9.00 ( - )	50.00 ( - )
1株当たり当期純利益	(円)	13.47	6.75	31.71	184.74	274.57
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	(円)	13.43	6.73	31.61	184.22	273.93
自己資本比率	(%)	27.4	26.0	27.4	29.6	31.0
自己資本利益率	(%)	4.0	2.0	9.1	9.8	13.1
株価収益率	(倍)	24.6	67.6	19.0	22.4	15.8
配当性向	(%)	52.0	103.7	22.1	24.4	18.2
従業員数 〔外、平均臨時雇用 者数〕	(名)	3,123 〔691〕	3,078 〔633〕	3,023 〔557〕	3,035 〔533〕	3,144 〔538〕

(注) 1 売上高には消費税等は含めておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3 平成29年10月1日付けで普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第94期の期首から当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4 平成30年3月期の1株当たり配当額50.00円には、100周年記念配当5円を含んでおります。

## 2 【沿革】

当社は、大正6年乳製品の製造販売を主たる事業目的とする日本煉乳株式会社として設立されました。その後森永製菓株式会社との合併分離を経過して、昭和24年、現在の森永乳業株式会社が設立されました。

昭和42年10月、生産販売一体の実をあげるため森永商事株式会社の乳製品販売部門を譲り受け今日に至っておりますが、当社を含め企業集団に係る概要は次のとおりであります。

西暦	年月	概要
1917年	大正6年9月	日本煉乳株式会社設立
1919年	" 8年5月	小缶煉乳森永ミルクを発売
1920年	" 9年7月	森永製菓株式会社と合併し、同社畜産部(後に煉乳部)となる
1921年	" 10年11月	森永ドライミルク(育児用粉乳)を発売
1927年	昭和2年9月	森永製菓株式会社煉乳部を分離し、新たに森永煉乳株式会社設立
1929年	" 4年12月	森永牛乳を発売
1933年	" 8年9月	森永チーズを発売
1937年	" 12年7月	森永ヨーグルトを発売
1941年	" 16年5月	森永煉乳株式会社を森永乳業株式会社に改称
1942年	" 17年10月	森永製菓株式会社と合併
1943年	" 18年11月	森永製菓株式会社を森永食糧工業株式会社に改称
1947年	" 22年6月	森永アイスクリームを発売
1949年	" 24年4月	森永乳業株式会社設立
1954年	" 29年9月	東京証券取引所に株式上場
1957年	" 32年4月	東京工場を開設
1959年	" 34年4月	阪神工場(現近畿工場)を開設
1961年	" 36年4月	クリープ(粉末クリーム)を発売
1966年	" 41年1月	名古屋市乳工場(現中京工場)を開設
1966年	" 41年2月	東京多摩工場を開設
1967年	" 42年10月	森永商事株式会社の乳製品販売部門を譲り受け
1970年	" 45年2月	クラフト社(現クラフトフーズ・グループ社、モンドリーズ・インターナショナル社)と提携 エムケーチーズ株式会社(現連結子会社)を設立
1970年	" 45年6月	大和工場および村山工場を開設
1971年	" 46年12月	サンキストグローワーズ社と商標の使用契約を締結
1973年	" 48年2月	利根工場を開設
1975年	" 50年10月	別海工場を開設
1977年	" 52年6月	森永ビヒダス(ビフィズス菌入り乳製品)を発売
1981年	" 56年4月	ロングライフのハンディパック乳飲料(ピクニック)を発売
1984年	" 59年9月	リプトン社(現ユニリーバ・ジャパン・ピバレッジ社)と商標の使用契約を締結
1985年	" 60年5月	Morinaga Nutritional Foods, Inc.(米国)(現連結子会社)を設立
1989年	平成元年10月	研究・情報センターを開設
1993年	" 5年2月	マウントレーニア・カフェラッテ(カップ入り乳飲料)発売
1993年	" 5年6月	低リンミルクL.P.Kが特定保健用食品の第1号として厚生省から許可を受ける
2003年	" 15年4月	「ラクトフェリンの工業的な製造法の開発」文部科学大臣賞受賞
2005年	" 17年3月	富士乳業株式会社(現連結子会社)三島工場(新製造棟)稼働
2005年	" 17年4月	全国の販売子会社9社を株式会社デイリーフーズ(現連結子会社)に吸収合併
2006年	" 18年1月	神戸工場を開設
2007年	" 19年12月	東北森永乳業株式会社(現連結子会社)設立
2008年	" 20年6月	別海工場チーズ新棟稼働
2008年	" 20年8月	沖縄森永乳業株式会社(現連結子会社)新工場(中頭郡西原町)稼働
2010年	" 22年2月	北海道森永乳業販売株式会社(現森永乳業北海道株式会社、現連結子会社)設立
2013年	" 25年5月	浦幌乳業株式会社(現連結子会社)新棟稼働
2015年	" 27年12月	Morinaga Nutritional Foods (Asia Pacific) Pte.Ltd.(シンガポール)を設立
2016年	" 28年1月	森永乳業九州株式会社(現連結子会社)設立
2016年	" 28年10月	Milei GmbH(ドイツ)(現連結子会社)新棟稼働
2017年	" 29年3月	パキスタンに同国2社と合弁会社「NutriCo Morinaga(Private)Limited」を設立
2017年	" 29年9月	森永乳業株式会社 創業100周年

### 3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、子会社54社および関連会社6社で構成され、市乳、乳製品、アイスクリーム等の食品の製造販売を中心に、さらに飼料、プラント設備の設計施工、その他の事業活動を展開しております。当グループの事業に係わる各社の位置付けおよび事業の系統図は次のとおりです。

#### (1) 当グループの事業に係わる各社の位置付け

食品事業(市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料など)

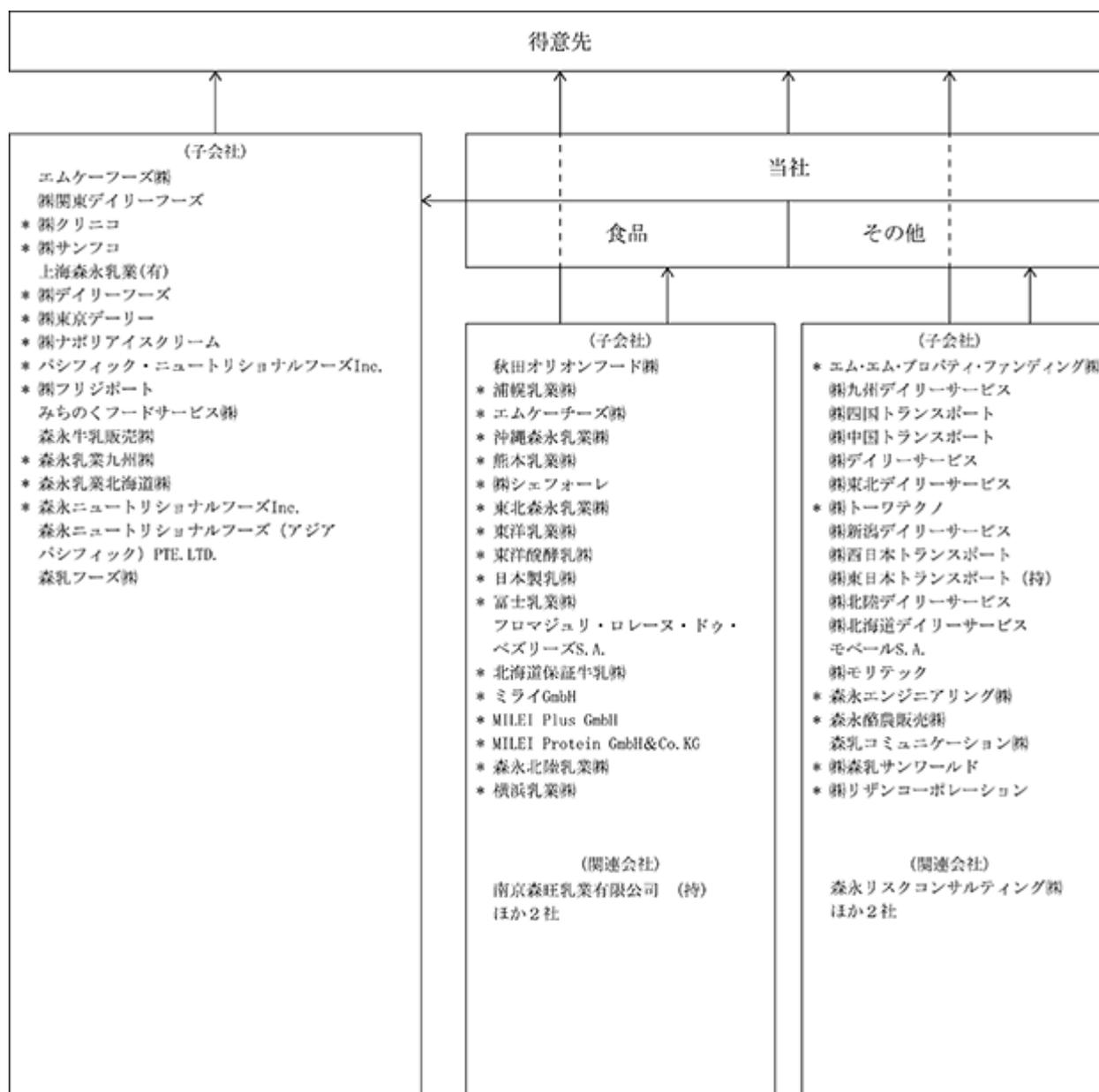
当社が製造販売するほか、当社が販売する商品の一部をエムケーチーズ㈱、横浜乳業㈱、富士乳業㈱、東北森永乳業㈱ほか16社に委託製造を行っております。また、㈱デリーフーズほか16社は、主として当社より商品を仕入れ全国の得意先に販売しております。

その他の事業(飼料、プラント設備の設計施工など)

森永酪農販売㈱が飼料、㈱森乳サンワールドがペットフードの仕入販売を行っております。

森永エンジニアリング㈱ほか20社は、プラント設備の設計施工、不動産の賃貸、運輸倉庫業などを行っております。

#### (2) 事業の系統図



- (注) 1. 前連結会計年度まで連結子会社であった(株)エフディーサービスは連結子会社である(株)デリーフーズと合併したため連結範囲から除外いたしました。
2. 前連結会計年度まで関連会社であった(株)サンフコは当社が支配を獲得したため連結子会社となりました。
3. 前連結会計年度まで非連結子会社であった宝塚食品(株)は会社清算いたしました。
4. 前連結会計年度まで非連結子会社であった(株)クオリテは会社清算いたしました。
5. 前連結会計年度まで非連結子会社であったオランダ森永乳業B.V. は会社清算いたしました。
6. 前連結会計年度まで関連会社であった長岡乳配(株)は保有株式を売却したため関連会社から除外しました。
7. 前連結会計年度まで関連会社であった上海森旺商貿有限公司は保有株式を売却したため関連会社から除外いたしました。
8. NutriCo Morinaga(PTE.)LTD.の株式を取得したため、当連結会計年度より関連会社となりました。
9. 南京森旺乳業有限公司の株式を取得したため、当連結会計年度より持分法適用関連会社となりました。
10. は製品および商品の流れを示しております。
11. \*の会社は連結子会社、(持)の会社は持分法適用会社です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株)デイリーフーズ (注)2, 5	東京都港区	497	食品	100.0	市乳、乳製品等の販売会社であり、当社役員2名、従業員8名がその役員を兼務しております。
東北森永乳業(株)	宮城県仙台市宮城野区	470	食品	100.0 (12.0)	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員2名、従業員8名がその役員を兼務しております。
(株)フリジポート (注)6	東京都千代田区	310	食品	100.0	乳製品等の販売会社であり、当社役員2名、従業員9名がその役員を兼務しております。
東洋乳業(株)	広島県広島市安佐北区	215	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員7名がその役員を兼務しております。
エムケーチーズ(株)	神奈川県綾瀬市	200	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員7名がその役員を兼務しております。
(株)クリニコ	東京都目黒区	200	食品	100.0	栄養食品等の販売会社であり、当社役員3名、従業員10名がその役員を兼務しております。
(株)東京デーリー	東京都江東区	121	食品	100.0	チーズ等の販売会社であり、当社役員1名、従業員6名がその役員を兼務しております。
(株)リザンコーポレーション	東京都目黒区	100	その他	100.0	不動産の賃貸、営業用車輛等のリース会社であり、当社役員1名、従業員7名がその役員を兼務しております。
森永北陸乳業(株)	福井県福井市	90	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員6名がその役員を兼務しております。
(株)トーワテクノ	広島県広島市安芸区	90	その他	100.0	食品機械装置の製造・販売会社であり、当社役員1名、従業員5名がその役員を兼務しております。
(株)森乳サンワールド	東京都港区	61	その他	100.0	飼料等の販売会社であり、当社役員1名、従業員6名がその役員を兼務しております。
(株)シェフォール	千葉県八千代市	60	食品	100.0	手作りデザート等の製造会社であり、当社従業員8名がその役員を兼務しております。
森永酪農販売(株)	東京都港区	42	その他	100.0	飼料等の販売を行う会社であり、当社役員1名、従業員6名がその役員を兼務しております。
東洋醗酵乳(株)	愛知県名古屋市長区	30	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
森永乳業北海道(株)	北海道札幌市中央区	30	食品	100.0 (49.0)	市乳、乳製品等の販売会社であり、当社役員2名、従業員5名がその役員を兼務しております。
森永乳業九州(株)	福岡県福岡市博多区	30	食品	100.0 (20.0)	市乳、乳製品等の販売会社であり、当社役員2名、従業員7名がその役員を兼務しております。
(株)ナポリアイスクリーム	東京都港区	20	食品	100.0	アイスクリーム類の製造・販売会社であり、当社従業員4名がその役員を兼務しております。
浦幌乳業(株)	北海道十勝郡浦幌町	20	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員8名がその役員を兼務しております。
ミライGmbH (注)2	ドイツ ロイトキルヒ市	百万ユーロ 90	食品	100.0	MILEI Plus GmbH、MILEI Protein GmbH & Co. KGに出資している原料乳製品の販売会社であり、当社役員2名、従業員1名がその役員を兼務しております。
MILEI Plus GmbH (注)2	ドイツ ロイトキルヒ市	百万ユーロ 0	食品	100.0 (100.0)	MILEI Protein GmbH & Co. KGを傘下を持つ持株会社であります。
MILEI Protein GmbH & Co. KG (注)2	ドイツ ロイトキルヒ市	百万ユーロ 0	食品	100.0 (100.0)	原料乳製品の製造会社であります。
森永ニュートリショナルフーズInc. (注)2	米国カリフォルニア州 トランス市	百万ドル 31	食品	100.0	豆腐他大豆加工食品等の販売会社であり、当社役員1名、従業員2名がその役員を兼務しております。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) パシフィック・ニュートリ ショナルフーズInc. (注)2	米国オレゴン州 テュアラティン市	百万ドル 21	食品	100.0 (100.0)	豆腐他大豆加工食品の製造会社で あり、当社従業員4名がその役員 を兼務しております。
日本製乳(株)	山形県東置賜郡高畠町	140	食品	99.2	当社仕入商品の製造会社であり、 当社役員1名、従業員6名がその 役員を兼務しております。
富士乳業(株)	静岡県駿東郡長泉町	50	食品	98.9	当社仕入商品の製造会社であり、 当社役員1名、従業員8名がその 役員を兼務しております。
沖縄森永乳業(株)	沖縄県中頭郡西原町	305	食品	97.3	市乳製品等の製造・販売会社であ り、当社役員2名、従業員5名が その役員を兼務しております。
熊本乳業(株)	熊本県熊本市東区	50	食品	97.1	当社仕入商品の製造会社であり、 当社役員1名、従業員5名がその 役員を兼務しております。
横浜乳業(株)	神奈川県綾瀬市	60	食品	96.5 (11.7)	当社仕入商品の製造会社であり、 当社役員2名、従業員5名がその 役員を兼務しております。
森永エンジニアリング(株)	東京都港区	200	その他	90.0	プラントの設計、施工及び機器の 販売会社であり、当社役員1名、 従業員6名がその役員を兼務して おります。
北海道保証牛乳(株)	北海道小樽市	97	食品	87.2	当社仕入商品の製造会社であり、 当社役員1名、従業員8名がその 役員を兼務しております。
(株)サンフコ (注)3	東京都千代田区	50	食品	45.0	乳製品等の販売会社であり、当社 従業員3名がその役員を兼務して おります。
エム・エム・プロパティ・ ファンディング(株) (注)3	東京都港区	10	その他		提出会社は、同社との契約に基づ き匿名組合に対して出資しており ます。
(持分法適用関連会社) 南京森旺乳業有限公司	南京空港樞紐経済区蒼 穹路1号	百万元 400	食品	20.0	ヨーグルト、プリン等の製造・販売 会社であり、当社従業員2名がそ の役員を兼務しております。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当しております。

3 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配していると認められるため子会社としたものであります。

4 上記の会社はすべて有価証券届出書又は有価証券報告書の提出はしておりません。

5 (株)デイリーフーズの売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高に占める割合は10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	77,828百万円
	(2) 経常利益	591百万円
	(3) 当期純利益	347百万円
	(4) 純資産額	9,731百万円
	(5) 総資産額	23,578百万円

6 (株)フリジポートの売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高に占める割合は10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	60,205百万円
	(2) 経常利益	1,327百万円
	(3) 当期純利益	880百万円
	(4) 純資産額	5,722百万円
	(5) 総資産額	11,260百万円

7 議決権の所有割合欄の(内書)は間接所有であります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(平成30年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
食品	5,497 [2,310]
その他	321 [48]
全社(共通)	169 [6]
合計	5,987 [2,364]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(定年退職後の再雇用社員を含む)は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

(平成30年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,144 [538]	38.2	14.9	7,411,139

セグメントの名称	従業員数(名)
食品	2,975 [532]
その他	- [-]
全社(共通)	169 [6]
合計	3,144 [538]

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(定年退職後の再雇用社員を含む)は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当グループには、日本食品関連産業労働組合総連合会に加盟している全森永労働組合等が組織されており、グループ内の組合員数は3,776人であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はございません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ(当社および連結子会社)が判断したものであります。

#### 1. 経営の基本方針

当社グループは平成29年9月に創業100周年を迎えるにあたり、新たなコーポレートミッションを策定しました。

コーポレートスローガン 「かがやく“笑顔”のために」

経営理念 「乳で培った技術を活かし

私たちならではの商品をお届けすることで

健康で幸せな生活に貢献し豊かな社会をつくる」

新しい100年に向けて、当社グループは、笑顔あふれる豊かな社会の実現のため、私たちならではの価値を高め、その価値をお届けし続けることによって、より一層社会に貢献してまいります。

#### 2. 中長期的な会社の経営戦略、経営環境および対処すべき課題等

平成28年3月期より平成32年3月期までの中期経営計画においては、「成長に向けた事業ドメインの再構築」「資産効率の改善および合理化の推進」「経営基盤の強化」「社会への貢献」の4つを基本方針としております。

事業ドメインの再構築としては、機能性・食品素材事業の強化、グローバル化の推進、健康・栄養事業の育成、既存事業の収益性の改善を将来に向けた事業の4本の柱と位置付けて推進しております。

さらに、中期経営計画策定時からの環境変化等を勘案し、既に発表しておりますとおり、国内でのヨーグルト生産設備への投資、パキスタンにおける育児用ミルクの製造・販売合弁会社の設立、米国でのヨーグルト事業展開といった事業強化策を決定し、着手している他、当中期経営計画終了後の方向性も視野に入れた取り組みを強化しております。上記「資産効率の改善および合理化の推進」に則り、全社的な生産拠点再編の一環として、利根工場に新棟を建設し、神戸工場の製造ラインを増設する一方で、平成31年12月に近畿工場、平成33年3月に東京工場の生産を中止することで、より効率的な生産体制を構築することを発表いたしました。目標数値につきましては、当中期経営計画を策定した時点では、平成32年3月期の連結数値目標を売上高6,400億円、営業利益225億円としておりましたが、当期までの進捗状況から、営業利益225億円につきましては、1年前倒しの平成31年3月期にて達成することを目指しております。今後も、国内の少子高齢化や人口の減少による市場の伸び悩み、お客さまのニーズの多様ななど、当社グループをとりまく環境が変化中、上記中期経営計画に沿って持続的な成長を目指してまいります。

また、業務の適正を確保するためのグループ内部統制の充実や、お客さまに安全、安心を提供する品質保証体制の一層の強化にも引き続き取り組んでまいります。

#### 3. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

##### (1) 基本方針の内容

当社は、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものであり、株式の大量買付等であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的などから見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、乳で培った技術を活かした商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための  
取組み

当社は、第90期事業年度に係る当社定時株主総会における株主のみなさまの承認に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を更新しております。本プランの有効期間は、平成28年6月29日開催の当社第93期定時株主総会の終結の時までとされておりましたが、当社は、当該総会において株主のみなさまの承認をいただき、本プランを更新いたしました。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等(以下に定義されます。)との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案(以下「買付等」といいます。)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)に対し事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合などには、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの合理性

本プランは、大要下記のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものと考えております。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されました。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本新株予約権の無償割当ての実施などの運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者などから構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

第三者専門家の意見の取得

買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

## 2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績および財政状態などに影響をおよぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日現在において当社グループ(当社および連結子会社)が判断したものであります。

(1) 酪農乳業界について

- ・当社グループが生産する牛乳・乳製品には、国内農業の保護を目的とした関税制度が設けられておりますが、WTO、TPP、FTA農業交渉の結果いかんによって関税制度に大幅な変更があれば、当社グループの業績および財政状態に大きく影響する可能性があります。
- ・当社グループが生産する乳製品の原料である生乳の生産者に対しては長らく「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づく補給金が支払われ、平成30年からは「改正畜産経営安定法」に基づく新たな加工原料乳生産者補給金制度となりました。このたびの制度変更については特段の影響はございませんが、将来において同法律が大幅に変更もしくは廃止され、補給金の水準が変化する場合は、当社グループの原料購入価格が影響を受ける可能性があります。

(2) 食品の安全について

当社グループの製品製造にあたっては、法律よりも厳しい独自の品質管理基準を適用し、食品の安全性や品質の確保に万全を期しておりますが、大規模な回収や製造物責任賠償につながるような不測の製品事故などの発生は、当社グループの業績および財政状態に重大な影響をおよぼす可能性があります。

(3) 相場・為替レートの影響について

当社グループは、一部の原材料および商品を海外から調達していることから、これらの相場や為替レートの変動により購入価格に影響を受けます。相場の高騰および為替レートの円安の進行は、原価の上昇要因となり、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

(4) 天候不順について

当社グループのアイスクリーム部門・市乳部門の売上は、天候の影響を受ける可能性があります。特に、冷夏の場合はこれらの部門の売上が減少し、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

(5) 天災について

地震などの大規模な自然災害の影響で生産・物流施設等が損害を被ることにより生産が停滞し、復旧のための費用が発生することにより、業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

(6) 情報セキュリティについて

当社グループでは、グループ各社が保有する個人情報の保護・管理ならびに情報システムへの不正アクセス防止のための情報セキュリティ対応策を策定し、取り組んでおります。しかしながら、不測の事態により情報の流出等が発生した場合には、社会的信用の低下などによって、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### (1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。なお、連結財務諸表の作成にあたっては、主として期末日現在などの判断に基づき金額を見積った項目があります。

特に以下の項目に関する見積額は、実際の結果と異なる可能性があります。

##### 貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりますが、今後の個別の業況などによっては、追加引当もしくは取崩しが必要となる可能性があります。

##### 退職給付費用および債務

退職給付費用および退職給付債務は、割引率など数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待運用収益率に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、将来期間において認識される費用および計上される債務に影響を及ぼす可能性があります。

##### 投資有価証券の減損

投資有価証券については、その価値の下落が一時的ではなく回復可能性が無いと認められる場合に減損処理を実施しておりますが、今後の市況や投資先の業況などにより、さらに減損処理が必要となる可能性や価格が回復する可能性があります。

#### (2) 経営成績

当連結会計年度の売上高は、前年比0.1%減の5,920億8千7百万円となりました。当社(提出会社)の売上高は、前年比0.8%減の4,405億5千4百万円であり、その概況は以下の通りです。

##### 市乳

牛乳類は、主力ブランド「森永のおいしい牛乳」シリーズが堅調に推移しましたが、採算改善に向けた商品数削減などにより、前年の売上を下回りました。

乳飲料等は、「マウントレニア カフェラッテ」シリーズはおおむね堅調に推移したものの、同シリーズの小容量タイプがマイナスになったことから、前年の売上を下回りました。

ヨーグルトは、「ビヒダスプレーンヨーグルト」等が前年を上回りましたが、「濃密ギリシャヨーグルトパルテノ」が前年を下回ったことから、全体でも前年の売上を下回りました。

これらにより、市乳の売上高は1,962億1千6百万円（前年比1.7%減）となりました。

##### 乳製品

粉乳は、調製粉乳の「森永E赤ちゃん」が前年を上回りましたが、「森永はぐくみ」や「森永チルミル」が前年を下回ったことから、全体でも前年の売上を下回りました。

バターは、家庭用、業務用ともに前年の売上を上回りました。

チーズは、クラフトブランドの「切れてるチーズ」、「100%パルメザンチーズ」等が伸長したことに加え、新商品の「無垢」が寄与し、前年の売上を上回りました。

これらにより、乳製品の売上高は970億5千3百万円（前年比1.4%増）となりました。

##### アイスクリーム

アイスクリームは、「PARM（パルム）」「MOW（モウ）」等主力ブランドが順調に拡大し、全体でも前年の売上を上回りました。

これにより、アイスクリームの売上高は557億2千1百万円（前年比4.0%増）となりました。

##### その他

「シールド乳酸菌」などの機能性素材の販売拡大やベビーフードなどの伸びが寄与した一方、昨年春にサンキスト果汁飲料の一部や、家庭用のリプトンリーフティーの販売を中止したため、前年の売上を下回りました。

これらにより、その他の売上高は915億6千1百万円（前年比4.1%減）となりました。

当連結会計年度の損益面では、営業利益は前年比2.8%増の216億8千4百万円、経常利益は前年比1.8%増の223億5千5百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年比19.5%増の157億8千1百万円となりました。

セグメントの状況(セグメント間取引消去前)は、次のとおりです。

食品事業(市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料など)

当期の売上高は、5,714億4百万円(前年比0.1%減)となり、また、営業利益は293億1千5百万円(前年比0.2%増)となりました。

その他の事業(飼料、プラント設備の設計施工など)

当期の売上高は、298億2千1百万円(前年比10.5%増)となり、また、営業利益は27億1千9百万円(前年比18.9%増)となりました。

なお、提出会社の管理部門にかかる費用など事業セグメントに配賦していない全社費用が92億円あります。

当連結会計年度のわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで緩やかに回復しているものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等、不透明感も残る状況となりました。

食品業界におきましては、健康志向の高まりによる機能性食品の伸長など、高付加価値品の一部に動きがみられる一方、消費者物価上昇のペースは鈍く、引き続き厳しい競争環境となりました。

酪農乳業界におきましては、チーズやアイスクリーム等の乳製品の消費は堅調に推移する一方で、国内生乳生産量の減少という大きな課題がある中、改正畜産経営安定法が可決され、本年4月より施行されることが決定するなど酪農乳業を取り巻く環境は大きく変化しました。

このような環境のもとで、当社グループは平成27年に発表した中期経営計画に掲げた経営課題への取り組みを実施し、経営基盤の強化を進めてまいりました。

お客様のニーズに応える商品の提供とその価値訴求に努める一方で、低採算商品の見直し等によるプロダクトミックスの改善、ローコストオペレーションの推進など、より一層の合理化・効率化を推進してまいりました。その結果、中期経営計画の目標に向けて、収益性の改善を継続して実現することができました。

なお、中期経営計画の目標数値につきましては、当中期経営計画を策定した時点では、平成32年3月期の連結数値目標を売上高6,400億円、営業利益225億円としておりましたが、当期までの進捗状況から、営業利益225億円につきましては、1年前倒しの平成31年3月期にて達成することを目指しております。

生産、受注及び販売の状況は次のとおりであります。

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
食品事業	402,421	0.2
その他の事業	3,754	+20.6
合計	406,175	0.0

- (注) 1 金額は販売価格によっております。  
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
食品事業	-	-	-	-
その他の事業	9,580	+7.6	3,771	+30.8
合計	9,580	+7.6	3,771	+30.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
食品事業	571,404	0.1
その他の事業	29,821	+10.5
セグメント間の内部売上高または振替高	9,138	-
合計	592,087	0.1

(注) 1 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)		当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
㈱セブン イレブン・ジャパン	68,205	11.5	65,521	11.1

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3)財政状態

当連結会計年度末の資産の部は、当期末が金融機関休業日であったことにより「受取手形及び売掛金」が増加したことや、設備投資による有形固定資産の増加などもあり、合計では前連結会計年度末に比べ、310億9千7百万円増の4,164億6千3百万円となりました。

負債の部は、「支払手形及び買掛金」や「預り金」が増加したことなどにより、合計では前連結会計年度末に比べ、148億4千1百万円増の2,573億6千1百万円となりました。

純資産の部は、「利益剰余金」の増加により、合計では前連結会計年度末に比べ、162億5千6百万円増の1,591億2百万円となりました。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の36.9%から37.8%に、1株当たり純資産額は前連結会計年度末の2,870.80円から3,184.08円になりました。

当社は平成29年10月1日付で株式併合(5株を1株)を実施しておりますが、前連結会計年度期首より当該株式併合が実施されたものと仮定して1株当たり純資産額を算出しております。

当社は「資産効率の改善および合理化の推進」を中期経営計画の基本方針の1つとしており、その一環として最適な生産体制の構築を進めております。この過程において、適正な資産・負債管理を行っております。

## (4) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ122億4千万円減の251億1千万円の収入となりました。主な要因は、税金等調整前当期純利益234億7千万円、減価償却費175億1千9百万円がキャッシュ・フローの収入となり、たな卸資産の増加額73億8千3百万円、法人税等の支払額73億2千4百万円がキャッシュ・フローの支出となったことによります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ43億1千1百万円支出減の169億2千1百万円の支出となりました。主な要因は、固定資産の取得により197億7千9百万円の支出があったことによります。

これらを合計したフリーキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ79億2千9百万円減の81億8千8百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ94億6千9百万円支出減の57億7千4百万円の支出となりました。主な要因は、長期借入金の返済121億4千1百万円の支出と長期借入れ72億8千4百万円の収入があったことによります。

これらの結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ27億6千万円増の98億3千8百万円となりました。

当社は「資産効率の改善および合理化の推進」を中期経営計画の基本方針の1つとしており、その一環として生産体制再編を進めております。必要な資金調達を、自己資金の他、借入その他状況に応じた方法により継続して実施いたします。

なお、キャッシュ・フロー指標のトレンドは下記のとおりです。

	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期
自己資本比率(%)	33.3	32.4	33.8	36.9	37.8
時価ベースの自己資本比率(%)	22.7	29.4	39.3	53.0	51.4
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(倍)	4.7	14.2	4.0	2.7	4.0
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	14.6	7.7	28.1	39.0	30.1

自己資本比率：(純資産 - 新株予約権 - 非支配株主持分) / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

株式時価総額は、期末株価終値 × 期末発行済株式数により算出しております。

営業キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、以下の財務政策のとおりです。

当社グループは、運転資金および設備投資資金の調達に際しては、内部資金を基本としながら、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーの発行、社債の発行などの外部からの資金も利用しております。外部からの資金調達につきましては、安定的かつ低利を前提としながら、将来の金融情勢の変化等も勘案してバランスのとれた調達を実施しております。なお、当社(提出会社)は機動的な資金調達および当社グループ全体の資金効率アップのため、金融機関15行と総額200億円のコミットメントライン契約を締結しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(提出会社)

当社が技術援助等を受けている契約

契約先	国名	契約品目	契約内容	契約期間
サンキストグローブズ社	米国	清涼飲料水等	サンキスト商標の使用権の設定	昭和63年4月8日から平成9年3月31日まで以後5年ごとの自動更新 平成29年4月1日以後3年ごとの自動更新
KRAFT FOODS GROUP, INC.	米国	チーズ等	技術提携および輸入販売	平成24年10月1日から平成31年5月21日まで
MONDELEZ INTERNATIONAL, INC.	米国	チーズ等	技術提携および輸入販売	平成24年10月1日から平成31年6月8日まで
ユニリーバ・ジャパン・ピバレッジ株式会社	日本	紅茶飲料等	リプトン商標の使用権の設定	平成29年5月1日から平成32年4月30日まで以後2年ごとの自動更新

(注) 上記についてはロイヤリティとして、売上高の一定率を支払っております。

## 5 【研究開発活動】

### (1)研究方針

森永乳業グループの強みである乳・乳製品分野を中心に、少子高齢社会に対応できる食品分野を強化すべく技術力の強化を図っています。その方策として、おいしさ、フレッシュさの向上に繋がる乳原料の新規開発や、新たな市場の発掘に繋がるチルドやアセプティックといった当社得意技術を活用した商品、或いは、新たな価値を提供する商品の開発を進めています。

また、機能性シーズの研究開発も注力しており、ビフィズス菌やラクトフェリンによるさまざまな健康効果を検証していく他、アロエステロールやペプチドなどの新たな機能性素材の活用についての基礎並びに応用研究も進めています。新商品・新事業を効率的に生み出すため、社外の研究機関や企業とのオープンイノベーションを積極的に活用し、新たな価値を発信できる商品開発を推進してまいります。

当社グループの研究開発体制は平成30年6月1日付の組織改正により、下記のとおりとなりました。

#### 研究本部

食品開発研究所 : 乳飲料、デザート、ヨーグルト、アイスクリーム、チーズの研究開発

健康栄養科学研究所 : プレママ・乳幼児から高齢者にむけた栄養食品の研究開発

素材応用研究所 : 機能性素材・乳素材の研究開発

基礎研究所 : 腸内フローラ・新素材等の基礎研究

フードソリューション研究所 : 製品の評価、用途・レシピ開発

研究企画部 : 各研究所の研究計画の統括等

#### 生産本部エンジニアリング部

装置開発センター : 製造プロセスや機器類の開発・改良

### (2)研究開発費

当連結会計年度における当社グループの研究開発費の総額は4,747百万円であり、セグメント別には以下のとおりです。

食品	4,733百万円
その他	13 "
計	4,747 "

### (3)主な研究開発活動

飲料では嗜好性、機能性に特化した商品を開発・発売しました。

贅沢気分を演出した「GODIVA ミルクチョコレート」

コーヒーを低温抽出した、澄みきった味わいの「マウントレニア コールドブリュ」

香り、コク、味わいそのままにカフェインを97%カット「マウントレニア デカフェ」

シールド乳酸菌®を配合した「乳酸菌と暮らそう」シリーズ（飲料、アイス、プリンで展開）

デザートでは「おいしさ+健康」を両立させた商品を開発・発売し、ヘルシーデザートのラインナップ強化に努めました。

糖質を抑えながらも食べごたえのある「低糖質ココアプリン」

他企業とのコラボ商品の取り組みとして、森永製菓株式会社の「森永ホットケーキミックス」の味わいをプリンで表現した「森永ホットケーキ風プリン」

カロリーー28%・糖質36%カット、カロリーー67kcal、豆乳を使用した「やさしさ仕立ての焼プリン」

ヨーグルトでは機能性新商品を開発・発売し、ヨーグルトのラインアップを強化しました。

ビフィズス菌BB536と、おなかの中でビフィズス菌を元気にする、ラクチュロース（ミルクオリゴ糖）を配合した「スッキリ&ととのえる」機能性ヨーグルト「毎日爽快ヨーグルト」

「塩分、糖分、脂肪分」の3つを同時にケアしたヨーグルト「トリプルアタックヨーグルト」

アイスクリームでは、ロングセラー商品から常に新しい味を提供することで、お客さまからの支持を得ました。

2種類の異なる宇治抹茶を使用し、見た目の色や味の違い、調和が楽しめる「MOW（モウ）宇治抹茶（夏季数量限定）」

抹茶アイスとチーズアイスをうずまき状に混ぜ合わせた「PARM（パルム）抹茶ティラミス」

濃厚ジューシーな味わいが堪能できる果肉入りジェラート「ピノ 魅惑のジェラート グレープ&ベリー」

チーズでは、クリームチーズデザートという新しいカテゴリーを提案しました。

クリームチーズとチョコレートがマーブル上に混じり合う独自製法を確立した「フィラデルフィア クリーミーマリアージュ クリームチーズと贅沢チョコの運命の出会い」

健康・栄養強化食品（医療食分野も含む）では、幅広いニーズに合わせた商品を開発しました。

ベビーフード「おうちのおかず」シリーズ

幼児の成長サポート飲料「こどもミルク」

（以下は連結子会社のクリニコにて販売）

少量でカロリーとたんぱく質をおいしく効率的に摂取できる「エンジョイ小さなコラーゲンゼリー」

リハビリ応援飲料「リハたいむゼリー」

はちみつレモン味、小容量ですっきりとした飲み口の栄養補助飲料「すっきりクリームル」

とうふ風味の栄養補助食品「豆の富(まめのとみ)」

海外事業では、インドネシア、パキスタンおよび新市場における育児用ミルクの市場拡大を進めました。

パキスタンでは、育児用ミルクの製造・販売の事業開始に向け進めており、新製品開発支援も同時に行っております。

米国では、アロエ葉肉入りヨーグルトのパイオニアとして国内市場をけん引してきた技術、ノウハウを生かしたアロエ葉肉入りヨーグルト「alove（アラブ）」を開発しました。

学術・研究発表については、ビフィズス菌に関する発表を中心に実施しました。

当社創業100周年記念の一環として当社が主催した国際シンポジウム「腸内細菌と健康～ビフィズス菌研究の最新展開」（1月、東京）において、国内外におけるビフィズス菌の特徴や新たな保健機能に関する最新の研究成果を紹介しました。

「ビフィズス菌A1」がアルツハイマー型認知症の発症を抑える可能性について科学雑誌『Scientific Reports』に掲載されました。

「ビフィズス菌A1」が軽度認知障害が疑われる方の認知機能を改善する可能性について日本農芸化学会2018年度大会にて発表しました。

アイルランドコーク大学 APC Microbiome Instituteとの共同研究で、ビフィズス菌のゲノム情報を活用した素材探索・基礎研究を行い、ロンガム種が乳幼児から高齢者まで幅広く生息しているのを明らかにした論文が科学雑誌『Scientific Reports』に掲載されました。

オープンイノベーションへの参画については、下記のような取り組みを実施しました。

「北海道大学C01」に参画をしており、このたび出生率向上と低出生体重児の減少などを目的に、北海道岩見沢市における母子健康調査を開始しました。

当社が50年近く進めている腸内フローラ研究の更なる促進を図るとともに、国内における腸内フローラ研究の水準を高めるべく順天堂大学の寄付講座「腸内フローラ研究講座」を開設しました。消化器疾患を中心とする各種疾患と腸内細菌の関連性ならびにプロバイオティクスなどの食品による腸内フローラを介した疾病の効果的な予防法や治療法の開発研究に向け協力を進めてまいります。

また、当社は平成26年より機能性素材「ラクトフェリン」などを用いて長野県松本地域の大学と共同で臨床研究を進めており、長野県松本市のヘルスケア分野を中心とした地域産業活性化と市民の健康増進を目的とした支援に対して、紺綬褒状を受章しました。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)では、当連結会計年度は、主として生産設備の新設、更新および合理化と販売体制の強化を目的として総額243億円(有形固定資産)の設備投資を実施いたしました。セグメント別の内訳は次のとおりであります。

食品事業	23,621	百万円
その他事業	433	〃
計	24,054	〃
消去又は全社	338	〃
合計	24,393	〃

このうち提出会社(当社)では、総額171億円(消去前)(有形固定資産)の設備投資を実施しております。内容といたしましては、食品事業を主としており、主に次のとおりであります。

神戸工場	ヨーグルト設備増強他
別海工場	チーズ設備増強他
利根工場	ヨーグルト設備増強他
支社・支店	販売および物流設備増強他

食品事業における、連結子会社の設備投資としては、主に次のとおりであります。

ミライGmbH	乳原料設備増強他
東洋乳業(株)	アイスクリーム設備増強他
エムケーチーズ(株)	チーズ設備増強他

その他事業においては、エム・エム・プロパティ・ファンディング(株)における賃貸不動産の改修工事などを実施いたしました。

## 2 【主要な設備の状況】

グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりであります。

### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産	合計	
生産設備									
東京多摩工場 (東京都 東大和市)	食品事業	市乳・飲料・デ ザート製造設備	5,278	8,682	14,018 (107,920)	130	258	28,369	246 〔7〕
神戸工場 (兵庫県 神戸市灘区)	食品事業	乳飲料・ヨーグ ルト・流動食製 造設備	11,571	7,711	1,437 (16,424)	98	16	20,837	185 〔6〕
利根工場 (茨城県常総市)	食品事業	デザート製造設 備	2,999	5,652	1,637 (226,435)	82	30	10,402	191 〔58〕
中京工場 (愛知県江南市)	食品事業	市乳・飲料・ア イスクリーム製 造設備	2,637	4,019	1,579 (71,179)	56	59	8,352	173 〔144〕
大和工場 (東京都 東大和市)	食品事業	乳製品・乳加工 品製造設備	3,434	2,935	627 (40,173)	47	-	7,045	108 〔38〕
近畿工場 (兵庫県西宮市)	食品事業	市乳・飲料・乳 製品製造設備	1,267	1,182	3,450 (51,979)	65	11	5,977	106 〔17〕
別海工場 (北海道野付郡 別海町)	食品事業	乳製品製造設備	2,860	2,676	34 (111,752)	29	34	5,634	131 〔27〕
その他生産設備 7工場 北海道地区2 東北地区2 関東地区1 甲信越、東海地 区2	食品事業 その他事 業	市乳・飲料・デ ザート・乳製 品・アイスク リーム・乳加工 品製造設備	5,534	7,560	1,052 (297,085)	193	111	14,451	409 〔112〕
その他の設備									
本社・その他 (東京都港区、 目黒区、神奈川 県座間市・他)	食品事業 その他事 業	研究所建物・そ の他土地	4,313	182	10,083 (1,000,218)	698	447	15,725	874 〔44〕
支社・支店・セ ンター 首都圏支社 (東京都港区) 他全国3支社・ 支店 (東北支店、中 部支社、西日本 支社)・関東お よび関西地区5 センター	食品事業	販売・物流機器 ほか	1,602	131	4,408 (94,988)	1,099	208	7,448	721 〔85〕
合計			41,500	40,735	38,330 (2,018,157)	2,503	1,176	124,245	3,144 〔538〕

(注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。

2 神戸工場は神戸市より土地138,375㎡を賃借しております。

3 その他の設備の「本社・その他」および「支社・支店・センター」に記載している土地の主なものは、次のとおりであります。

区分	面積(m <sup>2</sup> )	金額(百万円)	区分	面積(m <sup>2</sup> )	金額(百万円)
「本社・その他」			「支社・支店・センター」		
栃木県那須郡那須町	638,419	138	西日本支社 (岡山県岡山市他)	35,936	866
北海道恵庭市	55,598	9	首都圏支社 (千葉県船橋市他)	37,830	1,864
宮城県仙台市 宮城野区	39,358	1,372	中部支社 (愛知県江南市他)	17,563	1,320
宮崎県宮崎市	38,626	737			
徳島県名西郡石井町	32,439	614			

4 上記の他、一部建物等について連結会社以外の者から賃借しております。(14千m<sup>2</sup>、416百万円/年)

5 上記の他、主な賃貸およびリース設備は、次のとおりであります。

区分 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	契約期間	年間リース料 (百万円)
生産設備 (各生産工場)	食品事業	市乳・飲料製造設備他	主として5年	87
その他の設備 (各事業所)	食品事業	大型コンピュータ 中小型コンピュータおよび パーソナルコンピュータ	4～5年	117

6 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

7 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産	合計	
エム・エム・プロ パティ・ファン ディング㈱ (賃貸ビル) (東京都港区)	その他事業	賃貸ビル	4,757	20	20,009 (6,137)	48	-	24,835	- [ - ]
富士乳業㈱ 本社工場 (静岡県駿東郡 長泉町)	食品事業	アイスク リーム製造 設備	1,576	2,920	670 (18,751)	45	-	5,213	96 [ 158 ]
横浜乳業㈱ 本社工場 (神奈川県綾瀬市)	食品事業	市乳・飲 料・デザー ト製造設備	1,389	2,126	1,244 (38,390)	109	4	4,873	162 [ 10 ]
エムケーチーズ㈱ 本社工場 (神奈川県綾瀬市)	食品事業	チーズ・デ ザート製造 設備	1,623	2,538	453 (48,552)	38	12	4,665	171 [ - ]
㈱フジポート 東京本社 (東京都千代田区) 他全国14センター (埼玉県加須市 他)・1工場(九 州)・1支店(九 州)	食品事業	共同配送セ ンター・米 飯・生鮮製 造設備	2,647	861	21 (5,058)	46	722	4,299	166 [ 657 ]
森永北陸乳業㈱ 富山工場 他1工 場 (富山県富山市他)	食品事業	アイスク リーム・菌 末製造設備	994	2,038	220 (40,748)	45	0	3,299	91 [ 13 ]
浦幌乳業㈱ 本社工場 (北海道十勝郡 浦幌町)	食品事業	生クリー ム・市乳製 造設備	1,528	1,671	50 (38,224)	18	1	3,270	59 [ - ]
東洋乳業㈱ 本社工場 (広島県広島市安 佐北区)	食品事業	市乳・アイ スクリーム 製造設備	909	1,542	643 (45,512)	21	62	3,180	83 [ 64 ]
熊本乳業㈱ 本社工場 (熊本県熊本市 東区)	食品事業	市乳・飲 料・練乳製 造設備	674	1,098	799 (39,024)	22	107	2,702	132 [ 22 ]
東北森永乳業㈱ 仙台工場 他1工 場 (宮城県仙台市宮 城野区他)	食品事業	市乳・飲料 製造設備	1,556	627	409 (44,245)	41	0	2,636	124 [ 43 ]
沖縄森永乳業㈱ 本社工場 (沖縄県中頭郡 西原町)	食品事業	市乳・飲料 製造設備	1,604	330	520 (14,933)	20	13	2,489	76 [ 8 ]
㈱シェフオーレ 本社工場 (千葉県八千代市)	食品事業	デザート製 造設備	1,336	45	640 (16,583)	19	316	2,358	68 [ 293 ]

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産	合計	
(株)デリーフーズ 東京本社 (東京都港区) 他全国7支店 (東北、新潟、東 海、北陸、大阪、 中国、四国)・1 センター(九州)	食品事業	販売物流機 器他	685	43	1,363 (30,868)	49	44	2,187	275 [104]

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。  
2 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。  
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産	合計	
ミライGmbH 本社工場他1事務 所 (ドイツ ロイト キルヒ市)	食品事業	原料乳製品 製造設備	7,449	17,304	237 (174,235)	254	-	25,246	258 [ - ]

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。  
2 上記の他、主な賃貸およびリース設備は、次のとおりであります。

区分 (所在)	セグメントの名称	設備の内容	契約期間	年間リース料 (百万円)
生産設備 (ドイツ ロイト キルヒ市)	食品事業	原料乳製品製造設備	2～7年	179

- 3 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末における設備の新設、拡充、改修等の計画のうち、重要なものは次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	資金調達 方法	投資予定金額		着手及び完了予定年月	
					総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	着手	完了
当社 利根工場	茨城県 常総市	食品事業	新棟及びヨーグルト製造設備	自己資金 借入金等	21,740	491	平成28年 9月	平成31年 6月
当社 神戸工場	兵庫県 神戸市 灘区	食品事業	流動食製造設備	自己資金 借入金等	685	394	平成28年 9月	平成30年 9月
当社 別海工場	北海道 野付郡	食品事業	チーズ製造設備	自己資金 借入金等	2,500	1,550	平成28年 12月	平成30年 6月
当社 利根工場	茨城県 常総市	食品事業	デザート製造設備	自己資金 借入金等	3,220	-	平成29年 9月	平成32年 6月
当社 神戸工場	兵庫県 神戸市 灘区	食品事業	チルドパック製造設備	自己資金 借入金等	8,200	-	平成29年 9月	平成31年 9月
ミライ GmbH	ドイツ ロイトキ ルヒ市	食品事業	乳原料製造設備	借入金等	201百万 ユーロ	187百万 ユーロ	平成26年 3月	平成30年 8月

(注) 上記金額には、消費税等を含んでおりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末において、該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
計	144,000,000

(注) 平成29年6月29日開催の第94期定時株主総会の決議により、平成29年10月1日付で当社普通株式5株を1株とする株式併合に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は576,000,000株減少し、144,000,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	49,795,443	49,795,443	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	49,795,443	49,795,443		

(注) 1. 平成29年6月29日開催の第94期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で当社普通株式5株を1株に併合いたしました。これにより、発行済株式総数は199,181,775株減少し、49,795,443株となっております。  
 2. 平成29年6月29日開催の第94期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

平成29年10月1日に普通株式5株を1株とする株式併合を行っておりますが、以下は当該株式併合を反映した数値を記載しております。

平成19年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9	同左
新株予約権の数(個)	25	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月14日 至 平成39年8月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,951 資本組入額 976 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成38年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成38年8月14日から平成39年8月13日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会

で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注)5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成20年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8	同左
新株予約権の数(個)	25	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月13日 至 平成40年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,231 資本組入額 616 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成39年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成39年8月13日から平成40年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注)5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成21年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9	同左
新株予約権の数(個)	29	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,800(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年8月13日 至平成41年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,616 (注)2 資本組入額 808	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。  
 ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- 2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 その他の募集新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
  - (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。  
 新株予約権者が平成40年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
 平成40年8月13日から平成41年8月12日  
 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)  
 当該承認日の翌日から15日間
  - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注)5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成22年7月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9	同左
新株予約権の数(個)	29	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,800(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月13日 至 平成42年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,336 (注)2 資本組入額 668	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。  
ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成41年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成41年8月13日から平成42年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注)5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成23年7月11日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10	同左
新株予約権の数(個)	44	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,800(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月13日 至 平成43年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,351 (注)2 資本組入額 676	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。  
ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成42年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成42年8月13日から平成43年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注)5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成24年7月11日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10	同左
新株予約権の数(個)	47	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,400(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月14日 至 平成44年8月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,111 (注)2 資本組入額 556	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。 )には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成43年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成43年8月14日から平成44年8月13日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

る。)以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注)5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成25年7月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8	同左
新株予約権の数(個)	63	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,600(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月13日 至 平成45年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,206 (注)2 資本組入額 603	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。  
ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。 )には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成44年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成44年8月13日から平成45年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

る。)以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注)5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成26年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8	同左
新株予約権の数(個)	75	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月13日 至 平成46年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,536 (注)2 資本組入額 768	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。 )には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成45年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成45年8月13日から平成46年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

る。)以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注)5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成27年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8	同左
新株予約権の数(個)	104	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,800(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月13日 至 平成47年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,521 (注)2 資本組入額 1,261	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成46年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成46年8月13日から平成47年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 上記(1)および(2) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注)5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成28年7月11日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9	同左
新株予約権の数(個)	76	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,200(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年8月13日 至 平成48年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,256 (注)2 資本組入額 1,628	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成47年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成47年8月13日から平成48年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 上記(1)および(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注)5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成29年7月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9	同左
新株予約権の数(個)	65	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年8月15日 至 平成49年8月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,991 (注)2 資本組入額 1,996	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。  
 ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。  
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下の またはに定める場合(ただし、については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成48年8月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成48年8月15日から平成49年8月14日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 上記(1)および(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注)5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

#### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月31日 (注)1	5,000,000	248,977,218		21,704		19,478
平成29年10月1日 (注)2	199,181,775	49,795,443		21,704		19,478

(注)1 平成26年10月31日付で自己株式5,000,000株の消却を実施したことにより、発行済株式総数が当該株式数減少しております。

2 平成29年10月1日付で株式併合(5:1)を実施したことにより、発行済株式総数が当該株式数減少しております。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	2	73	37	182	240	4	19,577	20,115	
所有株式数 (単元)	13	203,732	5,220	86,979	110,133	19	89,269	495,365	258,943
所有株式数 の割合(%)	0.00	41.13	1.05	17.56	22.23	0.00	18.02	100	

(注)1 自己株式323,501株は「個人その他」に3,235単元、「単元未満株式の状況」に1株含めて記載しております。なお、自己株式323,501株は株主名簿上の株式数であり、平成30年3月31日現在の実質保有株式数は323,101株であります。

また、上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が、16単元含まれております。

2 平成29年6月29日開催の第94期定時株主総会での決議により、平成29年10月1日付けで1単元の株式数は1000株から100株となっております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
森永製菓株式会社	東京都港区芝5丁目33-1	5,249	10.61
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,649	5.36
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	2,445	4.94
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,424	4.90
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,388	2.81
株式会社SMB C信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付 信託口)	東京都港区西新橋1丁目3-1	1,328	2.69
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	923	1.87
森永乳業従業員持株会	東京都港区芝5丁目33-1	920	1.86
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	800	1.62
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	768	1.55
計		18,900	38.20

(注) 1 森永製菓株式会社は5,249千株を所有しておりますが、同社はこのほかに1,040千株を退職給付信託として複数の金融機関に信託しております。

なお、信託した株式に係る議決権の行使および処分権については、信託契約上、森永製菓株式会社指図権を留保しております。

2 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

3 大株主は平成30年3月31日現在の株主名簿に基づくものであります。

なお、平成30年4月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが平成30年4月9日現在で以下の株式を共同保有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

大量保有者名	保有株式数(千株)	株式保有割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	1,388	2.79
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,696	5.42
三菱UFJ国際投信株式会社	143	0.29
合計	4,229	8.49

また、平成30年4月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行が平成30年4月18日現在で以下の株式を共同保有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

大量保有者名	保有株式数(千株)	株式保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	2,445	4.91
みずほ証券株式会社	210	0.42
アセットマネジメントOne株式会社	2,228	4.48
合計	4,884	9.81

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 323,100		
	(相互保有株式) 普通株式 11,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,202,200	492,022	
単元未満株式	普通株式 258,943		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	49,795,443		
総株主の議決権		492,022	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,600株(議決権16個)および株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が400株(議決権4個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式1株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 森永乳業株式会社	東京都港区芝五丁目33番 1号	323,100		323,100	0.65
(相互保有株式) 株式会社サンフコ	東京都千代田区鍛冶町 1丁目8番3号	11,200		11,200	0.02
計		334,300		334,300	0.67

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	8,382	37,282,575
当期間における取得自己株式	462	2,164,635

(注) 1 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

2 平成29年10月1日付で普通株式5株を1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度における取得自己株式数は、当該株式併合による調整後の株式数を記載しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	4,000	7,078,000	-	-
保有自己株式数	323,101	-	323,563	-

(注) 1 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

2 平成29年10月1日付で普通株式5株を1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度における保有自己株式数は、当該株式併合による調整後の株式数を記載しております。

### 3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、企業体質の維持、強化のため、内部留保に意を用いつつ、業績、配当性向等も十分勘案しながら、安定的な配当を継続する方針であります。

当社は、年1回、期末において剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

なお、災害等の不測の事態が原因で株主総会の開催が困難であると判断される場合に限り、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができることとしております。

当事業年度の株主配当金につきましては、上記方針に基づき1株につき50円とすることを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は18.2%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成30年6月28日 株主総会決議	2,473	50

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	355	515	625	995	958 (5,500)
最低(円)	266	323	423	558	803 (4,110)

(注) 1 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場であります。

2 平成29年10月1日付で普通株式5株を1株の割合で株式併合を行っているため、第95期については当該株式併合前の最高・最低株価を記載し、( )内に当該株式併合後の最高・最低株価を記載しております。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	4,615	4,645	5,150	5,500	5,300	4,475
最低(円)	4,285	4,195	4,555	5,130	4,235	4,110

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場であります。

5 【役員の状況】

男性 14名 女性 1名 (役員のうち女性の比率6.7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		宮原 道夫	昭和26年1月4日生	昭和50年4月 当社 入社 平成13年4月 当社 盛岡工場長 " 15年6月 当社 執行役員生産技術部エンジニアリング担当部長 " 17年6月 当社 常務執行役員生産技術部長 " 18年2月 当社 常務執行役員生産本部長 " 19年6月 当社 専務執行役員生産本部長 当社 専務取締役 専務執行役員生産本部長就任 " 21年6月 当社 取締役副社長就任 " 22年2月 当社 取締役副社長 副社長執行役員第二営業本部長 " 23年6月 当社 代表取締役副社長就任 " 24年6月 当社 代表取締役社長就任(現職)	(注)4	14
代表取締役 副社長		野口 純一	昭和25年6月30日生	昭和48年4月 当社 入社 平成15年6月 当社 執行役員リテール事業部長 " 18年2月 当社 執行役員チルド(リテール)事業部長 " 19年6月 当社 常務取締役 常務執行役員営業本部長就任 " 21年6月 当社 専務取締役 専務執行役員営業本部長就任 " 22年2月 当社 専務取締役 専務執行役員第一営業本部長 " 26年6月 当社 取締役副社長 副社長執行役員第一営業本部長就任 " 27年6月 当社 代表取締役副社長 副社長執行役員第一営業本部長就任 " 28年6月 当社 代表取締役副社長 副社長執行役員営業本部長 " 29年6月 当社 代表取締役副社長(現職)	(注)4	12
専務取締役	専務執行役員 品質保証本部長	青山 和夫	昭和27年5月7日生	昭和50年4月 当社 入社 平成17年12月 当社 東京工場長 " 20年4月 当社 品質保証部長 " 23年6月 当社 執行役員東京多摩工場長 " 25年6月 当社 取締役 常務執行役員生産本部長就任 " 26年6月 当社 常務取締役 常務執行役員生産本部長就任 " 28年6月 当社 専務取締役 専務執行役員生産本部長就任 " 29年6月 当社 専務取締役 " 30年6月 当社 専務取締役 専務執行役員品質保証本部長(現職)	(注)4	5
専務取締役	専務執行役員 研究本部長	大川 禎一郎	昭和31年6月21日生	昭和57年4月 当社 入社 平成24年6月 当社 食品総合研究所長 " 25年6月 当社 執行役員食品総合研究所長 " 27年6月 当社 常務取締役 常務執行役員食品総合研究所長就任 " 27年11月 当社 常務取締役 " 28年6月 当社 常務取締役 常務執行役員研究本部長 " 29年6月 当社 専務取締役 専務執行役員研究本部長就任 " 30年2月 当社 専務取締役 専務執行役員研究本部長兼応用技術センター所長 " 30年6月 当社 専務取締役 専務執行役員研究本部長(現職)	(注)4	5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	常務執行役員 渉外本部長兼 コーポレート 本部長	港 毅	昭和39年6月23日生	昭和63年4月 平成19年11月 " 22年6月 " 27年6月 " 27年11月 " 28年6月 " 30年6月	当社 入社 当社 渉外部長 当社 執行役員渉外部長 当社 取締役 常務執行役員渉外副本 部長兼渉外部長就任 当社 取締役 常務執行役員渉外副本 部長 当社 常務取締役 常務執行役員渉外 本部長就任 当社 常務取締役 常務執行役員渉外 本部長兼コーポレート本部長(現職)	(注)4	2
常務取締役	常務執行役員 経営戦略本部長	大 貫 陽 一	昭和34年12月4日生	昭和58年4月 平成20年5月 " 22年2月 " 23年6月 " 26年11月 " 27年6月 " 28年4月 " 29年6月 " 30年6月	当社 入社 当社 営業本部営業本部室長 当社 営業本部室長 当社 執行役員経営企画部長兼広報部 長 当社 執行役員経営企画部長 当社 取締役 常務執行役員経営企画 部長就任 当社 取締役 当社 常務取締役就任 当社 常務取締役 常務執行役員経営 戦略本部長(現職)	(注)4	2
取締役	常務執行役員 生産本部長	草 野 茂 実	昭和32年5月26日生	昭和55年4月 平成20年4月 " 23年6月 " 25年6月 " 25年11月 " 28年6月 " 29年6月	当社 入社 当社 東京工場長 当社 品質保証部長 当社 執行役員生産本部生産技術部長 当社 執行役員生産本部生産部長 当社 取締役 常務執行役員生産本部 副本部長兼生産部長就任 当社 取締役 常務執行役員生産本部 長(現職)	(注)4	2
取締役	常務執行役員 コミュニケーション本部長	齋 藤 光 政	昭和33年1月1日生	昭和55年4月 平成20年6月 " 21年5月 " 23年6月 " 24年6月 " 28年6月 " 30年6月	当社 入社 当社 総務部長 当社 生産本部調達部長 当社 執行役員生産本部調達部長 当社 執行役員人財部長 当社 取締役就任 当社 取締役 常務執行役員コミュニ ケーション本部長(現職)	(注)4	5
取締役	常務執行役員 営業本部長	大 原 賢 一	昭和33年1月6日生	昭和57年1月 " 57年12月 " 61年4月 " 62年12月 平成19年6月 " 22年6月 " 24年6月 " 28年6月 " 29年6月	米国ケリークラークカンパニー 入社 (~同年10月) はごろも缶詰株式会社(現 はごろも フーズ株式会社) 入社(~昭和61年4 月) 株式会社フューチャーマーケティング 入社(~昭和62年10月) 当社 入社 株式会社シェフォーレ 代表取締役社 長就任 当社 執行役員東京支社副支社長 当社 執行役員第一営業本部副本部長 当社 取締役 常務執行役員第一営業 本部長就任 当社 取締役 常務執行役員営業本部 長(現職)	(注)4	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		奥宮京子	昭和31年6月2日生	昭和59年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 岩田合同法律事務所入所(～平成12年8月) 平成12年9月 田辺総合法律事務所入所(現職) " 13年9月 法務省法制審議会民事訴訟・民事執行法部会幹事(～平成16年2月) " 15年8月 川崎市監査委員(～平成27年7月) " 18年2月 防衛省防衛調達審議会委員(～平成26年3月) " 26年6月 日本電気株式会社 社外監査役就任(～平成30年6月) 株式会社デイ・シイ 社外取締役就任(～平成28年6月) 当社 社外取締役就任(現職) " 27年4月 厚生労働省労働政策審議会雇用均等分科会公益臨時委員就任(～平成29年5月) " 29年6月 同分科会 会長就任(～同年7月) " 29年7月 厚生労働省労働政策審議会雇用環境・均等分科会 会長(現職) " 30年6月 株式会社横浜銀行 社外取締役就任(現職) 東芝テック株式会社 社外監査役就任(現職)	(注)4	0
取締役		川上正治	昭和24年10月4日生	昭和49年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現 トヨタ自動車株式会社)入社 平成6年1月 同社 経理本部経理部原価管理室長 " 10年1月 国瑞汽車股份有限公司出向 協理 " 12年1月 同社 副総経理 " 13年1月 トヨタ自動車株式会社経理本部関連事業部長 " 17年1月 愛三工業株式会社出向 " 17年6月 同社 転籍 取締役就任 " 19年6月 同社 常務取締役就任 " 20年6月 同社 代表取締役専務就任 " 25年6月 同社 非常勤顧問就任(～平成26年6月) " 27年6月 当社 社外取締役就任(現職) " 30年6月 株式会社テクノスマイル 社外取締役就任(現職)	(注)4	0
常勤監査役		木村康二	昭和25年2月8日生	昭和47年4月 当社 入社 平成13年6月 当社 情報システム部長 " 15年6月 当社 執行役員情報システム部長 " 18年2月 当社 執行役員経営企画部長 " 19年6月 当社 常務執行役員経営企画部長 " 19年6月 当社 取締役 常務執行役員経営企画部長就任 " 20年5月 当社 取締役 常務執行役員経営企画部長兼広報IR部長 " 21年5月 当社 取締役 常務執行役員関連事業部長 " 21年6月 当社 常務執行役員関連事業部長 " 22年1月 株式会社リザンコーポレーション代表取締役社長就任(～平成27年6月) " 28年6月 当社 常勤監査役就任(現職)	(注)5	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		弘 田 圭 希	昭和28年10月31日生	昭和53年4月 平成17年6月 " 18年2月 " 19年6月 " 20年5月 " 21年5月 " 22年2月 " 24年6月 " 26年6月 " 30年6月	当社 入社 当社 執行役員市乳・D Y事業部長 当社 執行役員東北支店長 当社 執行役員営業本部副本部長 当社 執行役員営業本部副本部長兼広告部長 当社 執行役員営業本部副本部長 当社 執行役員第一営業本部副本部長 株式会社デイリーフーズ 代表取締役副社長就任 同社 代表取締役社長就任(～平成30年6月) 当社 常勤監査役就任(現職)	(注) 6	6
監査役		米 田 敬 智	昭和20年12月20日生	昭和43年4月 平成5年5月 " 9年1月 " 9年6月 " 10年5月 " 10年6月 " 10年10月 " 14年4月 " 20年6月 " 24年6月 " 27年6月	株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほフィナンシャルグループ)入行 同行 バンコック支店(B I B F)支店長 同行 バンコック支店(フルプランチ)支店長 同行 国際融資部長 同行 退職 株式会社コパル(現 日本電産コパル株式会社)取締役就任 日本電産コパル・マレーシア株式会社代表取締役会長就任 日本電産コパル株式会社 常務取締役C F O就任 同社 取締役専務執行役員C F O就任 同社 専務執行役員就任(～平成24年12月) 当社 社外監査役就任(現職)	(注) 7	1
監査役		伊 香 賀 正 彦	昭和30年5月14日生	昭和54年10月 " 63年5月 平成2年5月 " 5年4月 " 12年3月 " 22年10月 " 25年11月 " 28年3月 " 28年4月 " 28年5月 " 28年6月 " 29年3月 " 29年6月	等松青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 等松トウシュロスコンサルティング株式会社(現 アビームコンサルティング株式会社)取締役就任 等松青木監査法人パートナー就任 トーマツコンサルティング株式会社(現 デロイトトーマツコンサルティング合同会社)取締役就任 同社 代表取締役社長就任 同社 取締役会長就任(～平成25年11月) 有限責任監査法人トーマツC S O就任(～平成27年11月) 同監査法人パートナー退任 伊香賀正彦公認会計士事務所開所 ブラジュナリンク株式会社代表取締役就任(現職) 当社 社外監査役就任(現職) ヤマハ発動機株式会社社外監査役就任(現職) リョービ株式会社社外取締役就任(現職)	(注) 5	0
計							71

- (注) 1. 取締役奥宮京子および川上正治の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役米田敬智および伊香賀正彦の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
藤原 浩	昭和30年8月25日生	昭和56年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 橋元四郎平法律事務所(現橋元綜合法律事務所)入所(現職) 平成16年1月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 (～平成19年1月) 平成23年4月 東京弁護士会副会長(～平成24年3月) 平成27年6月 株式会社カネカ社外監査役(現職)	

(注) 1. 当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 藤原浩氏は、社外監査役の要件を満たしております。

4. 平成30年6月28日開催の定時株主総会において選任後1年。  
 5. 平成28年6月29日開催の定時株主総会において選任後4年。  
 6. 平成30年6月28日開催の定時株主総会において選任後4年。  
 7. 平成27年6月26日開催の定時株主総会において選任後4年。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 1. 企業統治等の状況

##### (1) 企業統治に関する基本的な考え方

当社グループは、コーポレートミッションとして、コーポレートスローガンと経営理念を掲げております。

コーポレートスローガン

かがやく“笑顔”のために

経営理念

乳で培った技術を活かし

私たちならではの商品をお届けすることで

健康で幸せな生活に貢献し豊かな社会をつくる

当社グループは、コーポレートミッションに基づく事業活動を通じて社会に貢献し、持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、次の基本的な考え方に沿って実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の整備及び充実に継続的に取り組んでまいります。

株主の権利を尊重し、平等性を確保する。

株主、お客さま、取引先、地域社会、従業員等、様々なステークホルダーの立場や権利等を尊重し、適切な関係の構築を図る。

会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

コーポレート・ガバナンス体制を構成する各機関が有機的に連携する仕組みを構築するとともに、取締役会の業務執行に対する監督機能の実効性を確保する。

持続的な成長と企業価値の向上を目指し、その実現と中長期的な利益の実現を期待する株主との間で、建設的な対話を行う。

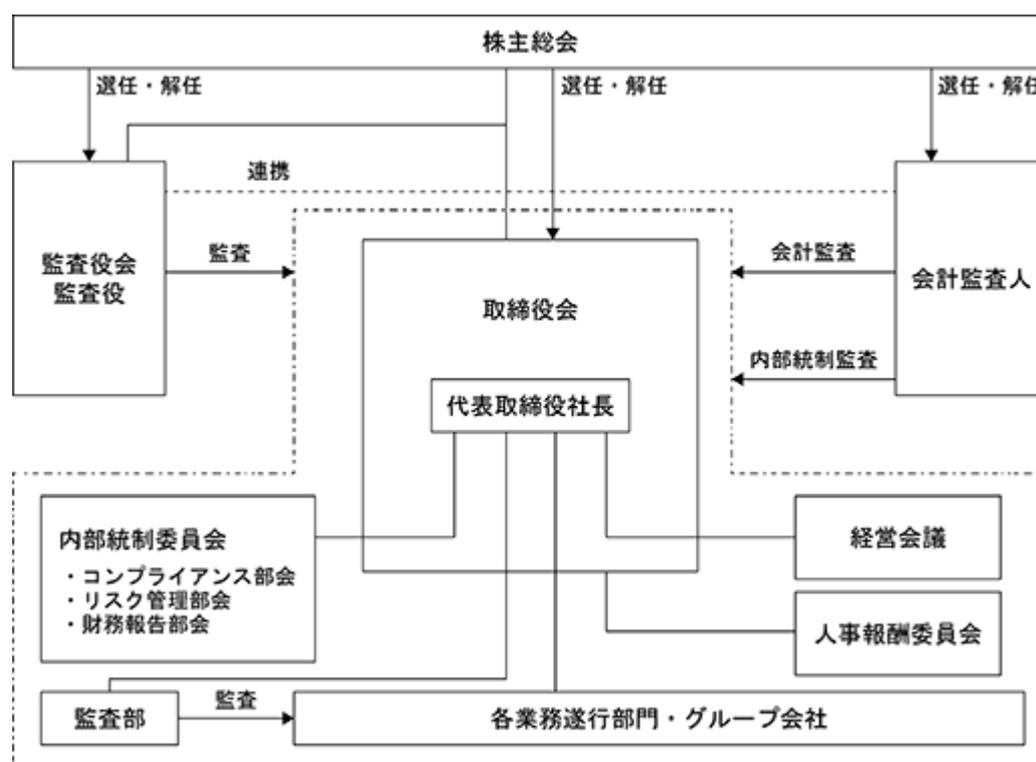
なお、当社は、当社グループのコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方を「森永乳業グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」として定め、以下の当社ウェブサイトにて開示しています。

<http://www.morinagamilk.co.jp/ir/management/governance.html>

##### (2) 企業統治の体制の概要

当社は監査役設置会社であります。

会社の機関、内部統制の関係は以下のとおりであります。



## (3) 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会とは別に取締役と執行役員を主な構成員とする経営会議を設置しております。取締役及び執行役員は、経営会議において、それぞれの職務の執行状況について意見交換を行い、当社にとって最も効率的な事業運営を追求するように努めております。本体制においても、取締役会を経営の最高意思決定機関、経営会議を業務執行上の協議・連絡・諮問機関として、それぞれ独立した機能を担うものとし、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化を図る体制を確保してまいります。

## (4) 内部統制システム等の整備の状況

## 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、その企業活動の安全と効率とを求めて内部統制を推進することとし、コンプライアンス・リスク管理・財務報告の信頼性確保に取り組んでおります。具体的には、統制基準を定めてこれに基づき業務を執行するとともに、それぞれの担当部署が、相互に内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるよう、当社グループの内部統制の構築に取り組んでおります。また、監査役による監査の実効性を確保するため、監査を支える体制の整備にも努めております。

## 内部統制システム・リスク管理体制・子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社グループは、内部統制を構築するために、当社に内部統制委員会を設置し、総務部がその担当部署となっております。また、各グループ会社の内部統制の統括は、各グループ会社の管理部門が担当しております。そして内部統制委員会は、定期的にこれら各グループ会社から統制状況の報告を受け、検証を行い、必要な指示を出すこととしております。

コンプライアンスについては、行動規範に則り、取締役及び使用人が、法令及び定款、社規社則、社会倫理の遵守を企業活動の前提として、経営理念の実現に向けて職務を遂行することを徹底しております。そのために、内部統制委員会コンプライアンス部会を設置し、グループ全体のコンプライアンス活動を推進し、グループコンプライアンス意識の拡大・浸透・定着に努めるとともに、内部通報制度を整え、社内相談窓口に加え社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報・相談制度「森乳ヘルプライン」を運用しております。

リスク管理については、個々のリスクを洗い出し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、リスク管理体制の構築を進めております。そのために、内部統制委員会リスク管理部会を設置し、報告体制や協力体制の整備を進めております。また、不測の事態が発生した場合は、危機管理に関する規程に従って迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、最小限に留めることとしております。

情報管理体制については、当社の取締役の職務の執行に係る文書及び関連する情報については、各所管部門が情報セキュリティ方針書ほかの社内規程に従い、適切に保存及び管理し、取締役は、必要に応じて、これらの文書等を閲覧できるものとしており、また、子会社の取締役等にその職務の執行に係る重要情報を当社に定期的に報告することを義務付け、その基準を明示するとともに体制の整備を進めております。

財務報告の信頼性確保については、業務手順の文書化をはじめとする財務報告作成のために必要な業務プロセス管理を徹底しております。そのために、内部統制委員会財務報告部会を設置し、また、会計監査人とも緊密な連携をとり、グループ全体の財務報告の信頼性を確保できる体制の整備を進めております。

監査役監査の実効性確保のため、グループ全体からの報告体制を維持強化し、その報告者の保護、情報の管理を徹底するほか、監査役が重要な会議へ出席し、関係者からの説明を受ける体制の整備を進めております。また、監査役の職務を補助する使用人を設置しております。

## 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、取引を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求を拒絶するための体制を整備し、外部専門機関と緊密な連携をとりながら、毅然とした経営姿勢を貫き、組織的かつ法的に対応しております。

## 反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応統括部署により、警察署等の外部専門機関と連携をとり、各種対策を講じ対応することとしております。また、反社会的勢力に関する情報を収集蓄積するとともに、対応マニュアルを整備し、本社各部各事業所に対し研修等を行い対応方針の徹底を図っております。

## 2. 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

### (1) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査につきましては、当社に監査部(8名)を設置し、当社各部門及びグループ会社の業務の適法性、妥当性及び有効性について計画的に監査を実施しております。

監査役監査につきましては、各監査役が、監査役会が定めた監査方針、監査計画及び監査方法に従って監査活動を実施しております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

社外監査役の米田敬智氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役の伊香賀正彦氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する知見と、企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識を有しております。

### (2) 会計監査の状況

会計監査につきましては、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会社法に基づく計算書類及び連結計算書類等の監査ならびに金融商品取引法に基づく財務計算に関する書類の監査を受けております。なお、当期において会計監査業務を執行した公認会計士及び会計監査業務に係る補助者は下記のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員

長 光雄

市瀬 俊司

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名、公認会計士試験合格者 3名、その他 12名

### (3) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役は、会計監査人より定期的に監査計画、監査状況及び監査結果の説明・報告を受けるほか、随時期中において情報交換を行い、情報を共有化しております。また、会計監査人が行う現預金・有価証券類の実査への立会及び当社が行うたな卸資産の実地たな卸への共同での立会により、監査の信頼性、妥当性の向上に向け一層の連携強化を図っております。

監査役は、内部監査を担当する監査部より定期的に監査計画、監査状況及び監査結果の説明・報告を受けるほか、随時情報交換を行い情報の共有化を図るとともに、監査の信頼性、妥当性の向上に向け一層の連携強化に努めております。

内部統制委員会の特別委員として監査役1名を選任し、監査役と内部統制委員会における情報の共有化を図っております。また、内部監査を担当する監査部は、内部統制委員会に対し、監査計画、監査状況、監査結果の説明・報告を行うとともに、会計監査人と随時情報交換を行い、内部統制の信頼性、妥当性の向上に向け、連携強化に努めております。

### 3. 社外役員の状況

#### (1) 社外役員の員数等

社外取締役は2名、社外監査役は2名選任しております。

社外取締役との関係については、社外取締役2名は会社法第2条第15号の要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係はありません。社外監査役との関係については、社外監査役2名は会社法第2条第16号の要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係はありません。なお、社外取締役及び社外監査役の、略歴及び所有する当社の株式数は「5 役員の状況」に記載のとおりであります。

#### (2) 社外役員が企業統治において果たす機能及び役割ならびに選任状況

現在11名の取締役のうち2名を社外取締役、また現在4名の監査役のうち半数の2名を社外監査役とし、より公正な経営管理体制の構築に努めております。社外取締役2名及び社外監査役2名は当社グループ外出身者であります。

なお、社外役員を選任するにあたっての独立性に関する判断基準は以下のとおりであります。

当社は、社外取締役及び社外監査役ならびにそれらの候補者が、次の各項目の要件を満たす場合、当社から十分な独立性を有しているものと判断いたします。

現在、当社グループの業務執行取締役等でなく、かつ、過去に当社グループの業務執行取締役等でなかったこと。社外監査役にあつては、これらに加え、当社グループの非業務執行取締役でなかったこと。

現事業年度及び過去3事業年度において、次のいずれにも該当していないこと。

当社グループを主要な取引先とする者及び当該取引先の業務執行取締役等。

当社グループの主要な取引先である者及び当該取引先の業務執行取締役等。

当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家である者。なお、当該財産を得た者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者。

当社の現在の主要株主である者及び当該主要株主の業務執行取締役等。

当社グループから一定額を超える寄付または助成を受けている法人や組合等の団体の出身者。

現在、次のいずれかに該当する者の配偶者または2親等内の親族でないこと。

当社グループの業務執行取締役等及び非業務執行取締役。ただし、業務執行取締役等のうち使用人である者については、重要な使用人である者に限る。

上記 ないし のいずれかに該当する者のうち重要な者。

現在、当社グループとの間で、取締役、監査役、執行役または執行役員を相互に派遣している会社の取締役、監査役、執行役、執行役員または使用人でないこと。

次のいずれにも該当していないこと。

当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれのある者。

通算の在任期間が8年を超える者。

4. 役員報酬等

当事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりであります。

区分	員数	基本報酬	ストックオプション	報酬等の総額
取締役 (社外取締役を除く)	9名	240百万円	51百万円	292百万円
社外取締役	2名	20百万円	-	20百万円
監査役 (社外監査役を除く)	2名	48百万円	-	48百万円
社外監査役	2名	19百万円	-	19百万円
計	15名	328百万円	51百万円	379百万円

- (注) 1 ストックオプションは、平成29年7月12日開催の取締役会決議に基づき、新株予約権(株式報酬型ストックオプション)65個を取締役9名に付与したものであります。
- 2 取締役のうち使用人兼務取締役6名には上記表のほかに使用人給与相当額122百万円を支払っております。
- 3 役員の報酬等又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
- ) 取締役・監査役の基本報酬の決定方法  
     取締役・監査役とも総報酬額が過去の株主総会で承認されている上限(月額：取締役36百万円、監査役6百万円)の範囲内で、以下により決定いたします。
- ・基本報酬は役位ごとに設定し、原則として年功による加算は行わない。
  - ・取締役の基本報酬の体系は「基本給(固定報酬) + 業績報酬 = 基本報酬額(月額)」とする。監査役については基本報酬額全額を基本給(固定報酬)とし、業績報酬の対象としない。
  - ・業績報酬部分は、前年の業績を評価し、必要な改定を行う。固定報酬部分は世間水準等と比較して、改定が必要と判断される場合に改定する
  - ・業績報酬部分の業績反映は、代表取締役は単体および連結の会社業績によるものとし、その他の取締役は、単体および連結の会社業績と個人業績の双方を評価して行う。
- ) 取締役へのストックオプション付与決定方法
- ・当社取締役に対する退職慰労金制度を廃止し、これに代えてストックオプションとして新株予約権(行使することにより交付を受けることのできる当社普通株式1株あたりの払込金を1円とする新株予約権)を割り当てている。
  - ・総個数及び総報酬額が過去の株主総会で承認されている上限(予約権1個につき付与普通株式数1千株とし、1年以内に発行できる予約権数上限は120個、報酬等合計上限は1年間で60百万円)の範囲内で、付与個数を役位別に決定している。
- 4 役員報酬制度の見直しの一環として、取締役(社外取締役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが、平成30年6月28日開催の第95期定時株主総会において承認されております。

5. 株式の保有状況

(1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 109銘柄  
 貸借対照表計上額 15,445百万円

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度  
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ゼリア新薬工業(株)	2,040,215	3,492	取引先との関係強化
森永製菓(株)	686,384	3,390	同上
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,799,000	1,958	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	3,940,000	803	同上
(株)武蔵野銀行	90,262	297	同上
鴻池運輸(株)	200,000	275	同上
イオン(株)	164,520	267	同上
太陽化学(株)	242,000	262	同上
(株)ラクトジャパン	100,000	200	同上
(株)オークワ	165,655	187	同上
(株)ヤクルト本社	26,226	162	同上
東京海上ホールディングス(株)	33,225	156	同上
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)	145,883	148	同上
三菱食品(株)	42,400	146	同上
(株)九州フィナンシャルグループ	195,798	133	同上
(株)セブン&アイ・ホールディングス	26,274	114	同上
東洋水産(株)	23,970	99	同上
(株)静岡銀行	102,378	92	同上
不二製油グループ本社(株)	35,431	92	同上
ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)	12,051	80	同上
(株)めぶきフィナンシャルグループ	166,698	74	同上
東和フードサービス(株)	32,000	73	同上
大木ヘルスケアホールディングス(株)	88,451	71	同上
日本マクドナルドホールディングス(株)	21,199	68	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上相当額 (百万円)	保有目的
(株)セブン & アイ・ホールディングス	168,800	736	退職給付信託として信託設定しており、信託約款上、当該株式の議決権行使の指図権は当社が留保しております。
(株)阿波銀行	1,028,000	725	同上
東洋製罐グループホールディングス(株)	235,000	424	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,483,000	302	同上
(株)三井住友フィナンシャルグループ	45,600	184	同上
(株)静岡銀行	76,000	68	同上

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ゼリア新薬工業(株)	2,040,215	4,341	取引先との関係強化
森永製菓(株)	686,384	3,215	同上
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,799,000	1,950	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	3,940,000	754	同上
太陽化学(株)	242,000	424	同上
鴻池運輸(株)	200,000	368	同上
(株)ラクトジャパン	100,000	362	同上
イオン(株)	165,796	314	同上
(株)武蔵野銀行	90,262	302	同上
NutriCo Pakistan (Pvt.) Limited	50,000	221	同上
(株)ヤクルト本社	26,226	206	同上
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)	145,883	164	同上
東京海上ホールディングス(株)	33,225	157	同上
大木ヘルスケアホールディングス(株)	88,451	149	同上
三菱食品(株)	42,400	129	同上
(株)セブン & アイ・ホールディングス	26,274	119	同上
東和フードサービス(株)	64,000	114	同上
不二製油グループ本社(株)	35,431	113	同上
日本マクドナルドホールディングス(株)	21,861	108	同上

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ユニー・ファミリーマー トホールディングス(株)	12,051	107	同上
(株)静岡銀行	102,378	102	同上
(株)九州フィナンシャルグ ループ	195,798	102	同上
正栄食品工業(株)	23,100	95	同上
加藤産業(株)	21,800	81	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上相当額 (百万円)	保有目的
(株)セブン & アイ・ホール ディングス	168,800	770	退職給付信託として信託設定しており、信託約款上、当該株式の議決権行使の指図権は当社が留保しております。
(株)阿波銀行	1,028,000	701	同上
東洋製罐グループホール ディングス(株)	235,000	371	同上
(株)みずほフィナンシャル グループ	1,483,000	283	同上
(株)三井住友フィナンシャ ルグループ	45,600	203	同上
(株)静岡銀行	76,000	76	同上

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

6. 社外役員との責任限定契約の内容の概要

平成24年6月28日開催の第89期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の規定を設けております。社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

8. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めております。

9. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(1) 自社の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためのものであります。

(2) 剰余金の配当等

当社は、会社法第459条第1項の規定により、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。これは、災害等の不測の事態が原因で株主総会の開催が困難であると取締役会が判断した場合に限り、剰余金の配当等、会社法第459条第1項第2号乃至第4号に定める事項について、取締役会の決議によって定めることができるというものであります。

10. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	63	10	66	2
連結子会社	7	3	7	3
計	70	13	73	5

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の海外の連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属するアーンストヤング・グループに業務を依頼しており、報酬の合計額は、13百万円であります。

(当連結会計年度)

当社の海外の連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属するアーンストヤング・グループに業務を依頼しており、報酬の合計額は、11百万円であります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、生産性向上設備投資促進税制における申請書の事前確認業務及び国際会計基準に関するアドバイザー業務を新日本有限責任監査法人に委託しております。

(当連結会計年度)

当社は、コンフォートレターの作成業務を新日本有限責任監査法人に委託しております。

また、当社の子会社である森永エンジニアリング株式会社は、合意された手続に基づく調査業務を新日本有限責任監査法人に委託しております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容の適切な把握、及び会計基準等の変更等への的確な対応を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適時適切な情報収集を行うとともに、同機構が行う研修等に参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	7,378	10,139
受取手形及び売掛金	53,721	4 61,799
商品及び製品	36,949	42,256
仕掛品	839	1,622
原材料及び貯蔵品	13,716	15,571
繰延税金資産	4,067	4,285
その他	10,165	11,104
貸倒引当金	419	542
流動資産合計	126,418	146,236
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	165,324	173,997
減価償却累計額	94,689	98,228
建物及び構築物(純額)	1 70,634	1 75,768
機械装置及び運搬具	257,821	280,334
減価償却累計額	201,111	208,677
機械装置及び運搬具(純額)	1 56,709	1 71,656
土地	1 70,049	1 68,347
リース資産	7,092	6,276
減価償却累計額	3,935	3,676
リース資産(純額)	3,157	2,600
建設仮勘定	21,758	10,623
その他	13,853	14,421
減価償却累計額	10,456	10,746
その他(純額)	3,397	3,674
有形固定資産合計	225,707	232,671
<b>無形固定資産</b>		
その他	6,105	6,333
無形固定資産合計	6,105	6,333
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2 18,793	2 22,420
出資金	100	97
長期貸付金	357	326
退職給付に係る資産	1,510	2,006
繰延税金資産	1,150	1,302
その他	1 5,338	1 5,210
貸倒引当金	115	142
投資その他の資産合計	27,135	31,222
固定資産合計	258,947	270,226
資産合計	385,366	416,463

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	52,212	4 57,701
電子記録債務	5,510	4 3,762
短期借入金	1 4,132	1 8,077
1年内返済予定の長期借入金	1 11,581	1 7,692
1年内償還予定の社債	10,000	-
リース債務	1,610	1,335
未払法人税等	4,433	5,105
未払費用	35,161	34,289
預り金	18,655	24,811
その他	11,479	15,378
流動負債合計	154,778	158,154
固定負債		
社債	25,000	35,000
長期借入金	1 37,522	1 37,864
リース債務	2,402	2,100
退職給付に係る負債	18,475	19,521
資産除去債務	285	287
その他	4,055	4,431
固定負債合計	87,741	99,206
負債合計	242,519	257,361
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,704	21,704
資本剰余金	19,877	19,858
利益剰余金	96,736	110,291
自己株式	543	596
株主資本合計	137,774	151,257
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,326	8,457
繰延ヘッジ損益	39	61
為替換算調整勘定	898	159
退職給付に係る調整累計額	2,205	2,305
その他の包括利益累計額合計	4,261	6,250
新株予約権	200	247
非支配株主持分	610	1,347
純資産合計	142,846	159,102
負債純資産合計	385,366	416,463

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
売上高		592,617		592,087
売上原価	1	399,286	1	402,139
売上総利益		193,330		189,948
販売費及び一般管理費	2, 3	172,231	2, 3	168,263
営業利益		21,099		21,684
営業外収益				
受取利息		38		39
受取配当金		493		854
受取家賃		434		397
持分法による投資利益		236		-
その他		1,142		1,088
営業外収益合計		2,345		2,379
営業外費用				
支払利息		925		861
コマーシャル・ペーパー利息		0		-
持分法による投資損失		-		370
その他		559		476
営業外費用合計		1,485		1,708
経常利益		21,960		22,355
特別利益				
固定資産売却益	4	73	4	3,739
投資有価証券売却益		39		97
段階取得に係る差益		-		612
災害見舞金		40		-
関係会社清算益		35		-
その他		-		254
特別利益合計		189		4,704
特別損失				
固定資産処分損	5	640	5	1,646
公益財団法人ひかり協会負担金	6	1,641	6	1,674
減損損失	7	193		-
災害による損失		474		212
その他		46		56
特別損失合計		2,996		3,589
税金等調整前当期純利益		19,153		23,470
法人税、住民税及び事業税		6,087		8,023
法人税等調整額		200		368
法人税等合計		5,887		7,655
当期純利益		13,265		15,814
非支配株主に帰属する当期純利益		63		33
親会社株主に帰属する当期純利益		13,202		15,781

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	13,265	15,814
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,199	1,150
繰延ヘッジ損益	82	135
為替換算調整勘定	577	1,058
退職給付に係る調整額	270	100
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	1,974	1,973
包括利益	15,240	17,788
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	15,175	17,770
非支配株主に係る包括利益	65	18

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,704	19,518	85,280	585	125,918
当期変動額					
剰余金の配当			1,730		1,730
親会社株主に帰属する 当期純利益			13,202		13,202
自己株式の取得				28	28
自己株式の処分		15		70	54
利益剰余金から 資本剰余金への振替		15	15		-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		359			359
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	359	11,455	41	11,856
当期末残高	21,704	19,877	96,736	543	137,774

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	5,127	43	321	2,475	2,287	204	959	129,370
当期変動額								
剰余金の配当								1,730
親会社株主に帰属する 当期純利益								13,202
自己株式の取得								28
自己株式の処分								54
利益剰余金から 資本剰余金への振替								-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								359
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,198	82	577	270	1,973	4	349	1,619
当期変動額合計	2,198	82	577	270	1,973	4	349	13,475
当期末残高	7,326	39	898	2,205	4,261	200	610	142,846

当連結会計年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,704	19,877	96,736	543	137,774
当期変動額					
剰余金の配当			2,226		2,226
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,781		15,781
自己株式の取得				60	60
自己株式の処分		0		8	7
利益剰余金から資本剰 余金への振替		0	0		-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		18			18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	18	13,554	52	13,483
当期末残高	21,704	19,858	110,291	596	151,257

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	7,326	39	898	2,205	4,261	200	610	142,846
当期変動額								
剰余金の配当								2,226
親会社株主に帰属する 当期純利益								15,781
自己株式の取得								60
自己株式の処分								7
利益剰余金から資本剰 余金への振替								-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,131	101	1,058	100	1,988	47	736	2,773
当期変動額合計	1,131	101	1,058	100	1,988	47	736	16,256
当期末残高	8,457	61	159	2,305	6,250	247	1,347	159,102

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	19,153	23,470
減価償却費	17,643	17,519
減損損失	193	-
のれん償却額	133	133
負ののれん償却額	141	141
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	474	1,032
貸倒引当金の増減額(は減少)	56	108
投資有価証券評価損益(は益)	25	46
受取利息及び受取配当金	531	893
支払利息	925	861
為替差損益(は益)	8	48
持分法による投資損益(は益)	236	370
固定資産売却損益(は益)	73	3,739
固定資産処分損益(は益)	640	1,646
投資有価証券売却損益(は益)	37	94
売上債権の増減額(は増加)	229	4,821
たな卸資産の増減額(は増加)	631	7,383
仕入債務の増減額(は減少)	399	1,393
未払費用の増減額(は減少)	3,458	944
預り金の増減額(は減少)	186	6,153
段階取得に係る差損益(は益)	-	612
その他	262	1,671
小計	42,829	32,382
利息及び配当金の受取額	529	887
利息の支払額	957	834
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	5,050	7,324
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,350	25,110
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	22,291	19,779
固定資産の売却による収入	816	5,088
投資有価証券の取得による支出	53	2,723
投資有価証券の売却による収入	132	345
貸付けによる支出	6,247	5,438
貸付金の回収による収入	6,396	5,582
その他	13	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,233	16,921

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	2,173	3,191
コマーシャル・ペーパーの増減額（ は減少）	2,000	-
長期借入れによる収入	7,621	7,284
長期借入金の返済による支出	4,832	12,141
社債の発行による収入	-	9,932
社債の償還による支出	10,000	10,000
自己株式の売却による収入	-	2
自己株式の取得による支出	28	37
配当金の支払額	1,730	2,226
非支配株主への配当金の支払額	14	5
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	1	41
ファイナンス・リース債務の返済による支出	2,083	1,732
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,243	5,774
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	165
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	874	2,580
現金及び現金同等物の期首残高	6,203	7,077
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	180
現金及び現金同等物の期末残高	7,077	9,838

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

当連結財務諸表に含まれた連結子会社は32社であります。

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたします。

前連結会計年度において連結子会社であった株式会社エフディ サービスは、連結子会社の株式会社デリーフーズと合併いたしましたので当連結会計年度より連結の範囲から除外いたしました。

前連結会計年度において関連会社であった株式会社サンフコは、当社が支配を獲得したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、非連結子会社の森永牛乳販売(株)ほか21社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも当連結財務諸表に及ぼす影響に重要性が乏しいため連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した会社 2社

非連結子会社：(株)東日本トランスポート

関連会社：南京森旺乳業有限公司

なお、南京森旺乳業有限公司については、新たに出資を行ったことから当連結会計年度より持分法を適用する関連会社となりました。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社

非連結子会社：森永牛乳販売(株)ほか20社

関連会社：森永リスクコンサルティング(株)ほか4社

上記の会社については、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が乏しく、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は下表のとおりです。

なお、当連結財務諸表の作成に当たって、連結決算日との間に生じた重要な取引を調整した上でその決算日の財務諸表を使用しております。

会社名	決算日
森永ニュートリショナルフーズInc.	12月末日
パシフィック・ニュートリショナルフーズInc.	〃
ミライGmbH	〃
MILEI Plus GmbH	〃
MILEI Protein GmbH & Co.KG	〃
(株)サンフコ	2月末日
エム・エム・プロパティ・ファンディング(株)	〃

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、商品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料、貯蔵品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

特定包括信託等

粉乳中毒事件に関連し、被災者救済事業資金の支出を確実にすることを目的として設定する粉乳中毒救済基金の特定包括信託については、その他有価証券に準じて評価しております。

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法によっております。

ただし、販売目的のソフトウェアについては、主として販売可能期間の見積り(3年)に基づく定額法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度における従業員の平均残存勤務期間(16.5~20.0年)による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間(19.7年)による定額法により均等償却を行っております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、金融商品会計に係る会計基準に定める特例処理の要件を満たしており、この特例処理によっております。

また、為替予約について、外貨建予定取引について振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象...借入金の利息、製品輸入による外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

権限規定に基づき、金融市場の金利変動リスク及び為替変動リスクの対応手段として、デリバティブ取引を実施しております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理によっており、有効性の評価を省略しております。

また、為替予約については当該取引の過去の実績及び今後の予定などを勘案し、実行可能性があることを検証することにより有効性の評価を行っております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見られる期間(計上後20年以内)で均等償却しております。ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、発生会計年度に全額償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

## (連結貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
土地	1,709百万円	1,730百万円
建物及び構築物	16,726	22,881
機械装置及び運搬具	1,666	1,146
その他(投資その他の資産)	10	10
合計	20,113	25,768

なお、その他(投資その他の資産)は宅建業営業保証金として担保に供したものであります。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
短期借入金	50百万円	50百万円
長期借入金(一年以内返済予定含む)	12,881	7,471

## 2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券	2,409百万円	4,048百万円

## 3 コミットメントライン契約

提出会社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関15行(前連結会計年度は14行)との間で、コミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末において借入は実行しておりません。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
コミットメントラインの総額	20,000百万円	20,000百万円
借入実行残高	-	-
借入未実行残高	20,000	20,000

## 4 連結会計年度末日満期手形及び電子記録債務

連結会計年度末日満期手形及び電子記録債務の処理については手形交換日等をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形及び電子記録債務が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
受取手形		374百万円
支払手形		32 "
電子記録債務		607 "

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。なお、以下の金額は戻入額と相殺した後のものであります。

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
86百万円	72百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
(1) 販売費		
拡売費	64,880百万円	64,930百万円
運送費・保管料	49,212	48,154
従業員給料・賞与	14,898	15,272
退職給付費用	658	668
貸倒引当金繰入額	3	30
(2) 一般管理費		
従業員給料・賞与	8,271	8,450
福利厚生費	1,700	1,666
退職給付費用	464	388

- 3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
5,362百万円	4,747百万円

- 4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
土地	36百万円	3,589百万円
機械装置他	37	150
計	73	3,739

- 5 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
土地	- 百万円	899百万円
機械装置及び運搬具	345百万円	600
建物及び構築物	149	90
工具器具備品他	145	54
計	640	1,646

- 6 公益財団法人ひかり協会による粉乳中毒事件の全被災者を対象とした救済事業の事業資金負担額であり、昭和49年4月以降支出しております。

7 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
兵庫県西宮市	遊休資産	構築物及び機械装置等	68
愛知県江南市	遊休資産	建物、構築物及び機械装置等	26
東京都葛飾区	遊休資産	建物、構築物及び機械装置	19
東京都葛飾区	遊休資産	機械装置	5
神奈川県平塚市	遊休資産	建物及び構築物等	49
広島県広島市	遊休資産	建物、構築物及び機械装置等	23
計			193

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸資産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。上記資産は遊休状態となり、今後の使用見込みもないため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(193百万円)として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物及び構築物93百万円、機械装置及び運搬具92百万円、その他7百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、上記資産については零として評価しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3,198百万円	1,759百万円
組替調整額	35	92
税効果調整前	3,163	1,666
税効果額	963	516
その他有価証券評価差額金	2,199	1,150
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	38	93
組替調整額	80	107
税効果調整前	119	201
税効果額	36	66
繰延ヘッジ損益	82	135
為替換算調整勘定：		
当期発生額	577	1,058
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	204	230
組替調整額	184	86
税効果調整前	389	144
税効果額	119	44
退職給付に係る調整額	270	100
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	0	0
組替調整額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	1,974	1,973

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	248,977	-	-	248,977
合計	248,977	-	-	248,977
自己株式				
普通株式(注)1,2	1,767	37	208	1,596
合計	1,767	37	208	1,596

(注) 1 普通株式の当連結会計年度における株式数の増加は、単元未満株式の買取り請求によるものであります。

2 普通株式の当連結会計年度における株式数の減少は、ストックオプションの行使によるものであるものとあります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成17年度新株予約 権	普通株式	18		18		
	ストック・オプショ ンとしての新株予約 権					200	
連結子会社							
合計			18		18	200	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,730	7	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,226	利益剰余金	9	平成29年3月31日	平成29年6月30日

当連結会計年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	248,977	-	199,181	49,795
合計	248,977	-	199,181	49,795
自己株式				
普通株式(注) 2, 3	1,596	13	1,282	328
合計	1,596	13	1,282	328

- (注) 1 普通株式の当連結会計年度における株式数の減少は、株式併合(5株を1株)によるものであります。  
2 普通株式の当連結会計年度における株式数の増加は、単元未満株式の買取り請求及び当社株式を所有する会社の連結子会社化によるものであります。  
3 普通株式の当連結会計年度における株式数の減少は、株式併合(5株を1株)、単元未満株式の買増し請求、ストックオプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約 権						247
連結子会社							
合計							247

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年 6月29日 定時株主総会	普通株式	2,226	9	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年 6月28日 定時株主総会	普通株式	2,473	利益剰余金	50	平成30年 3月31日	平成30年 6月29日

- (注) 1 1株当たり配当額には100周年記念配当5円が含まれております。  
2 配当の総額には、連結子会社が保有する親会社株式に対する配当金を含めております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	7,378百万円	10,139百万円
預入期間が3か月を超える定期預金等	300	300
現金及び現金同等物	7,077	9,838

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として食品事業における生産設備(機械装置及び運搬具)及び販売設備(工具、器具及び備品)であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	256	263
1年超	436	319
合計	692	582

3. オペレーティング・リース取引(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	89	71
1年超	135	98
合計	225	169

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については銀行借入れによる間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行による直接金融により行っております。デリバティブは、為替及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、与信及び債権管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

支払手形及び買掛金、預り金は、主に支払期日が1年以内の営業債務であります。

短期借入金、コマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされておりますが、このうち長期のものについてはおおむね、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(6)重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注)4を参照ください)

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価(注)3	差額
現金及び預金	7,378	7,378	-
受取手形及び売掛金	(注)1 53,522	53,522	-
投資有価証券 (注)4			
その他有価証券	15,896	15,896	-
資産合計	76,798	76,798	-
支払手形及び買掛金	52,212	52,212	-
短期借入金	4,132	4,132	-
預り金	18,655	18,655	-
社債	35,000	35,668	668
長期借入金	49,103	49,642	538
負債合計	159,104	160,311	1,206
デリバティブ取引 (注)2	56	56	-

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価(注)3	差額
現金及び預金	10,139	10,139	-
受取手形及び売掛金	(注)1 61,612	61,612	-
投資有価証券 (注)4			
その他有価証券	17,721	17,721	-
資産合計	89,472	89,472	-
支払手形及び買掛金	57,701	57,701	-
短期借入金	8,077	8,077	-
預り金	24,811	24,811	-
社債	35,000	35,679	679
長期借入金	45,557	46,188	631
負債合計	171,147	172,457	1,310
デリバティブ取引 (注)2	(109)	(109)	-

(注) 1 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は( )で示すこととしております。

3 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、連結決算日における連結貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該金額によっております。

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は市場価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照下さい。

支払手形及び買掛金、 短期借入金、 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照下さい。

- 4 非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」には含めておりません。非上場株式の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	2,896	4,699

- 5 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,378	-	-	-
受取手形及び売掛金	53,522	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券(国債・地方債等)	-	-	-	-
合計	60,901	-	-	-

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,139	-	-	-
受取手形及び売掛金	61,612	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券(国債・地方債等)	-	-	-	-
合計	71,751	-	-	-

- 6 社債、借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,132	-	-	-	-	-
社債	10,000	-	5,000	-	-	20,000
長期借入金	11,581	6,901	7,798	6,561	5,069	11,192
合計	25,713	6,901	12,798	6,561	5,069	31,192

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	8,077	-	-	-	-	-
社債	-	5,000	-	-	-	30,000
長期借入金	7,692	8,626	7,784	6,291	5,447	9,713
合計	15,770	13,626	7,784	6,291	5,447	39,713

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

該当ありません。

2 満期保有目的の債券

該当ありません。

3 その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	15,611	5,037	10,574
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
小計	15,611	5,037	10,574
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	285	298	13
小計	285	298	13
合計	15,896	5,336	10,560

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 486百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	17,451	5,145	12,305
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
小計	17,451	5,145	12,305
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	270	308	38
小計	270	308	38
合計	17,721	5,454	12,266

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 651百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	132	39	2
合計	132	39	2

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	250	97	3
合計	250	97	3

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券について、当連結会計年度は、46百万円(子会社株式 - 百万円、その他有価証券46百万円)、前連結会計年度は、25百万円(子会社株式11百万円、その他有価証券14百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	3	-	0	0

(注) 時価の算定方法  
 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2	-	0	0

(注) 時価の算定方法  
 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	22,177	14,418	(注) 2

(注) 1 時価の算定方法  
 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。  
 2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	18,735	15,328	(注) 2

(注) 1 時価の算定方法  
 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。  
 2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連

前連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約 原則処理	為替予約取引 買建 米ドル	予定取引	999	-	56

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約 原則処理	為替予約取引 買建 米ドル	予定取引	2,082	-	45
	豪ドル		3,089	-	63
	合計		5,171	-	109

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度(キャッシュバランスプラン)及び退職一時金制度を設けております。

また、当社において規約型確定給付企業年金制度に対し退職給付信託を設定しております。

なお、連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	24,809百万円	25,280百万円
勤務費用	1,513	1,514
利息費用	64	65
数理計算上の差異の当期発生額	17	381
退職給付の支払額	1,177	615
その他	88	-
退職給付債務の期末残高	25,280	26,626

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	12,185百万円	12,648百万円
期待運用収益	280	290
数理計算上の差異の当期発生額	186	151
事業主からの拠出額	551	642
退職給付の支払額	555	236
年金資産の期末残高	12,648	13,496

## (3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	4,240百万円	4,333百万円
退職給付費用	365	423
退職給付の支払額	225	347
制度への拠出額	36	38
その他	10	13
退職給付に係る負債の期末残高	4,333	4,385

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	11,667百万円	12,056百万円
年金資産	13,177	14,063
	1,510	2,006
非積立型制度の退職給付債務	18,475	19,521
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	16,965	17,514
退職給付に係る負債	18,475	19,521
退職給付に係る資産	1,510	2,006
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	16,965	17,514

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	1,513百万円	1,514百万円
利息費用	64	65
期待運用収益	280	290
数理計算上の差異の費用処理額	163	65
過去勤務費用の費用処理額	21	21
簡便法で計算した退職給付費用	365	423
確定給付制度に係る退職給付費用	1,848	1,799

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
過去勤務費用	21百万円	21百万円
数理計算上の差異	368	165
合計	389	144

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	277百万円	256百万円
未認識数理計算上の差異	2,901	3,066
合計	3,178	3,322

(8) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
株式	44.2%	42.4%
債券	31.6	31.2
一般勘定	14.0	14.5
オルタナティブ (注)	9.1	9.1
その他	1.1	2.8
合計	100.0	100.0

(注) オルタナティブの主なものは、ヘッジファンド及び不動産であります。

(9) 長期期待運用収益率の設定に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(10) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
割引率	0.3%	0.3%
長期期待運用収益率	2.3	2.3
予想昇給率	4.2～9.3	4.2～10.8

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
販売費及び一般管理費	49	51

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成29年10月1日に普通株式5株を1株とする株式併合を行っておりますが、以下は当該株式併合を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名	当社取締役 8名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 23,400株	普通株式 21,200株
付与日	平成19年 8月13日	平成20年 8月12日
権利確定条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した時の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</li> <li>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新株予約権者が平成38年 8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成38年 8月14日から平成39年 8月13日</li> <li>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</li> </ol> </li> <li>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</li> <li>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新株予約権者が平成39年 8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成39年 8月13日から平成40年 8月12日</li> <li>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</li> </ol> </li> <li>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</li> </ol>
対象勤務期間	平成19年 8月13日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成20年 8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成19年 8月14日から平成39年 8月13日まで	平成20年 8月13日から平成40年 8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名	当社取締役 9名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 23,000株	普通株式 23,000株
付与日	平成21年8月12日	平成22年8月12日
権利確定条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</li> <li>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新株予約権者が平成40年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成40年8月13日から平成41年8月12日</li> <li>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</li> </ol> </li> <li>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。</li> <li>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新株予約権者が平成41年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成41年8月13日から平成42年8月12日</li> <li>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日または決議日の翌日から15日間</li> </ol> </li> <li>3 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</li> </ol>
対象勤務期間	平成21年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成22年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成21年8月13日から平成41年8月12日まで	平成22年8月13日から平成42年8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名	当社取締役 10名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 23,000株	普通株式 23,000株
付与日	平成23年8月12日	平成24年8月13日
権利確定条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</li> <li>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新株予約権者が平成42年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成42年8月13日から平成43年8月12日</li> <li>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</li> </ol> </li> <li>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</li> <li>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新株予約権者が平成43年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成43年8月14日から平成44年8月13日</li> <li>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</li> </ol> </li> <li>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</li> </ol>
対象勤務期間	平成23年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成24年8月13日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成23年8月13日から平成43年8月12日まで	平成24年8月14日から平成44年8月13日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名	当社取締役 8名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 20,400株	普通株式 20,400株
付与日	平成25年8月12日	平成26年8月12日
権利確定条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</li> <li>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新株予約権者が平成44年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成44年8月13日から平成45年8月12日</li> <li>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</li> </ol> </li> <li>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</li> <li>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新株予約権者が平成45年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成45年8月13日から平成46年8月12日</li> <li>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</li> </ol> </li> <li>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</li> </ol>
対象勤務期間	平成25年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成26年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成25年8月13日から平成45年8月12日まで	平成26年8月13日から平成46年8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名	当社取締役 9名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 20,800株	普通株式 15,200株
付与日	平成27年8月12日	平成28年8月12日
権利確定条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</li> <li>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新株予約権者が平成46年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成46年8月13日から平成47年8月12日</li> <li>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</li> </ol> </li> <li>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</li> <li>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新株予約権者が平成47年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成47年8月13日から平成48年8月12日</li> <li>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</li> </ol> </li> <li>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</li> </ol>
対象勤務期間	平成27年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成28年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成27年8月13日から平成47年8月12日まで	平成28年8月13日から平成48年8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成29年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 13,000株
付与日	平成29年8月14日
権利確定条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</li> <li>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新株予約権者が平成48年8月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成48年8月15日から平成49年8月14日</li> <li>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</li> </ol> </li> <li>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</li> </ol>
対象勤務期間	平成29年8月14日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成29年8月15日から平成49年8月14日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成30年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利確定前 (株)										
前連結会計年度末	5,000	5,000	5,800	5,800	5,400	6,000	8,000	8,400	15,600	15,200
付与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	5,000	5,000	5,800	5,800	5,400	6,000	8,000	8,400	15,600	15,200
権利確定後 (株)										
前連結会計年度末	-	-	-	-	3,400	5,400	6,600	6,600	5,200	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	2,000	2,000	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	3,400	3,400	4,600	6,600	5,200	-

	平成29年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	13,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	13,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	4,285	4,380	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1,950	1,230	1,615	1,335	1,350	1,110	1,205	1,535	2,520	3,255

	平成29年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	3,990

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成29年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

		平成29年ストック・オプション
株価変動性	(注)1	30.116%
予想残存期間	(注)2	10年
予想配当	(注)3	9円/株
無リスク利率	(注)4	0.059%

(注)1. 10年間(平成19年8月14日から平成29年8月14日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成29年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付に係る負債	4,100百万円	4,249百万円
退職給付信託	272	272
未払賞与	1,767	1,824
その他有価証券等時価会計評価損	370	369
未払費用	1,559	1,596
未実現利益消去	1,401	1,642
減価償却費	406	439
繰延資産	68	73
貸倒引当金	140	178
減損損失	796	745
その他	2,692	3,586
繰延税金資産小計	13,574	14,979
評価性引当額	2,153	2,961
繰延税金資産合計	11,420	12,018
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮記帳積立金	3,844	3,976
連結子会社の時価評価に伴う評価差額	649	649
その他有価証券評価差額金	3,212	3,784
その他	33	15
繰延税金負債合計	7,740	8,426
繰延税金資産の純額	3,680	3,591

(注) 繰延税金資産の純額は、連結財務諸表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	4,067百万円	4,285百万円
固定資産 - 繰延税金資産	1,150	1,302
固定負債 - その他	1,537	1,996

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
連結財務諸表提出会社の法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.4%	0.5%
住民税均等割等	0.9%	0.7%
評価性引当額	2.1%	3.4%
試験研究費等税額控除	1.6%	1.1%
清算に伴う子会社繰越欠損金の引継ぎ	0.3%	- %
負ののれん償却額	0.2%	0.2%
段階取得に係る差益	- %	0.8%
その他	1.5%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.7%	32.6%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要及び金額の算定方法

定期借地権契約に伴う原状回復義務及びアスベストを除去する義務に関し資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は3年から50年、割引率は0.6%から2.3%を使用しております。

ロ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首残高	273百万円	285百万円
時の経過による調整額	2	2
その他増減額(は減少)	9	-
期末残高	285	287

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む)を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は731百万円(賃貸収益は主として売上高に計上、賃貸費用は主として売上原価に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は843百万円(賃貸収益は主として売上高に計上、賃貸費用は主として売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	27,955	27,419
期中増減額	535	648
期末残高	27,419	26,771
期末時価	36,288	35,014

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
2 期中増減額のうち、前連結会計年度には賃貸等不動産の売却による減少(526百万円)が含まれており、当連結会計年度には賃貸割合減少による減少(569百万円)が含まれております。  
3 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために独立した財務情報を把握している構成単位で、定期的に検討を行う対象としているものであります。

当社グループは製品・サービス別の各事業を基礎とした事業セグメントから構成されており、その中から「食品事業」を報告セグメントとしております。

「食品事業」では主に市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料などの製造・販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	食品				
売上高					
外部顧客への売上高	571,600	21,016	592,617	-	592,617
セグメント間の 内部売上高又は振替高	356	5,959	6,316	6,316	-
計	571,957	26,976	598,933	6,316	592,617
セグメント利益	29,265	2,287	31,553	10,453	21,099
セグメント資産	316,048	49,042	365,090	20,275	385,366
その他の項目					
減価償却費	16,599	700	17,300	343	17,643
のれんの償却額	133	-	133	-	133
持分法適用会社への投資額	612	-	612	-	612
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	20,956	330	21,286	265	21,551

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	食品				
売上高					
外部顧客への売上高	571,064	21,023	592,087	-	592,087
セグメント間の 内部売上高又は振替高	340	8,798	9,138	9,138	-
計	571,404	29,821	601,226	9,138	592,087
セグメント利益	29,315	2,719	32,035	10,350	21,684
セグメント資産	342,359	51,276	393,636	22,827	416,463
その他の項目					
減価償却費	16,539	695	17,234	285	17,519
のれんの償却額	133	-	133	-	133
持分法適用会社への投資額	1,935	-	1,935	-	1,935
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	24,754	436	25,190	338	25,529

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飼料、プラント設備の設計施工、不動産の賃貸などが含まれております。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	641	1,150
全社費用	9,811	9,200
合計	10,453	10,350

全社費用は、主に事業セグメントに配賦していない一般管理費であります。

(2) セグメント資産

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	5,182	5,851
全社資産	25,458	28,679
合計	20,275	22,827

全社資産は、主に事業セグメントに帰属しない管理部門に係る資産等であります。

(3) 減価償却費の調整額は、主に本社設備等に係る償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社設備等に係る投資額であります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)セブン イレブン・ジャパン	68,205	食品

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	ドイツ	その他	合計
204,672	27,840	158	232,671

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)セブン イレブン・ジャパン	65,521	食品

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	食品	その他	全社・消去	合計
減損損失	144	49	-	193

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	食品	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	-	-

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	133	-	-	133
当期末残高	429	-	-	429

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	140	1	-	141
当期末残高	931	8	-	939

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	133	-	-	133
当期末残高	296	-	-	296

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	140	1	-	141
当期末残高	791	6	-	797

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当連結会計年度については、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当連結会計年度については、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	2,870.80円	3,184.08円
1株当たり当期純利益	267.02円	319.01円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	266.27円	318.27円

- (注) 1 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	13,202	15,781
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	13,202	15,781
期中平均株式数(千株)	49,442	49,469
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	138	115
(うち新株予約権(千株))	(138)	(115)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
		平成 年 月 日					平成 年 月 日
当社	第11回無担保社債	24.3.6	10,000 (10,000)	-	年 0.69	無担保社債	30.3.6
当社	第12回無担保社債	26.5.8	5,000	5,000	年 0.32	無担保社債	31.5.8
当社	第13回無担保社債	26.5.8	10,000	10,000	年 0.88	無担保社債	36.5.8
当社	第14回無担保社債	27.12.10	10,000	10,000	年 0.77	無担保社債	37.12.10
当社	第15回無担保社債	29.7.24	-	10,000	年 0.37	無担保社債	39.7.23
合計			35,000 (10,000)	35,000			

(注) 1 連結決算日後5年間の償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	5,000	-	-	-

2 当期首残高及び当期末残高の( )内は、1年以内の償還予定額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,132	8,077	0.52	
1年以内に返済予定の長期借入金	11,581	7,692	0.82	
1年以内に返済予定のリース債務	1,610	1,335	-	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	37,522	37,864	0.75	平成31年～39年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,402	2,100	-	
その他有利子負債				
その他	9,029	9,195	1.00	
合計	66,278	66,266		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	8,626	7,784	6,291	5,447
リース債務	887	605	335	214

4 「その他有利子負債」の「その他」は営業保証金等であり、連結決算日後5年以内における返済予定額は、その金額を確定できないため記載を省略しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	153,880	316,761	462,155	592,087
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	11,196	20,050	24,775	23,470
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	7,619	13,788	16,956	15,781
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	154.00	278.70	342.74	319.01

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(円)	154.00	124.70	64.04	23.76

(注) 平成29年10月1日付で普通株式5株を1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,801	5,766
受取手形	621	6 967
売掛金	49,868	53,444
商品及び製品	31,438	35,444
半製品	45	47
原材料	7,961	9,232
貯蔵品	2,014	2,364
前払費用	833	864
短期貸付金	8,562	18,988
立替金	6,899	6,813
繰延税金資産	3,099	3,188
その他	6,810	8,176
貸倒引当金	2,116	1,678
流動資産合計	119,839	143,620
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 36,582	1 36,634
構築物	4,614	4,865
機械及び装置	39,915	40,732
車両運搬具	3	3
工具、器具及び備品	2,268	2,503
土地	1 39,743	1 38,330
リース資産	1,450	1,176
建設仮勘定	3,086	7,593
有形固定資産合計	127,663	131,839

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>無形固定資産</b>		
のれん	2	1
借地権	3,321	3,321
商標権	1	0
ソフトウェア	1,199	1,159
リース資産	325	137
電話加入権	110	110
その他	601	1,180
無形固定資産合計	5,562	5,911
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	14,037	15,445
関係会社株式	9,503	11,547
出資金	55	55
関係会社出資金	27,785	27,653
長期貸付金	18,654	11,538
長期前払費用	2,691	2,842
粉乳中毒救済基金(特定包括信託)	2 3,002	2 3,001
その他	1 1,693	1 1,643
貸倒引当金	53	40
投資その他の資産合計	77,370	73,687
固定資産合計	210,596	211,438
資産合計	330,436	355,059
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	0	0
買掛金	44,806	46,801
電子記録債務	4,799	6 5,250
1年内返済予定の長期借入金	1 9,831	1 5,884
1年内償還予定の社債	10,000	-
リース債務	793	544
未払金	8,313	13,802
未払費用	27,327	26,824
未払法人税等	3,418	4,126
未払消費税等	1,300	-
前受金	276	69
預り金	51,836	59,034
流動負債合計	162,704	162,340

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>固定負債</b>		
社債	25,000	35,000
長期借入金	1 28,541	1 30,354
リース債務	1,099	974
繰延税金負債	2,810	3,203
退職給付引当金	11,444	12,069
資産除去債務	95	95
その他	648	632
固定負債合計	69,640	82,329
負債合計	232,344	244,669
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	21,704	21,704
資本剰余金		
資本準備金	19,478	19,478
資本剰余金合計	19,478	19,478
利益剰余金		
利益準備金	3,529	3,529
その他利益剰余金		
配当引当積立金	5,200	5,200
固定資産圧縮積立金	8,555	8,866
別途積立金	20,800	26,300
繰越利益剰余金	12,810	18,355
利益剰余金合計	50,895	62,251
自己株式	543	573
株主資本合計	91,533	102,860
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,358	7,281
評価・換算差額等合計	6,358	7,281
新株予約権	200	247
純資産合計	98,092	110,389
負債純資産合計	330,436	355,059

## 【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	444,311	440,554
売上原価	330,678	326,961
売上総利益	113,632	113,592
販売費及び一般管理費	1 102,191	1 99,239
営業利益	11,440	14,353
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,931	3,427
雑収入	2 1,632	2 1,958
営業外収益合計	4,564	5,386
営業外費用		
支払利息	816	736
雑損失	352	325
営業外費用合計	1,168	1,061
経常利益	14,836	18,678
特別利益		
固定資産売却益	28	2,839
投資有価証券売却益	38	97
その他	0	254
特別利益合計	67	3,191
特別損失		
固定資産処分損	428	1,521
公益財団法人ひかり協会負担金	3 1,641	3 1,674
減損損失	120	-
災害による損失	206	212
その他	27	42
特別損失合計	2,424	3,451
税引前当期純利益	12,479	18,417
法人税、住民税及び事業税	3,169	4,936
法人税等調整額	175	101
法人税等合計	3,344	4,834
当期純利益	9,134	13,583

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金			繰越利益 剰余金	
					配当引当 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金			
当期首残高	21,704	19,478	-	19,478	3,529	5,200	8,774	20,300	5,704	43,507
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の 取崩							218		218	-
固定資産圧縮積立金の 積立										
別途積立金の積立								500	500	-
剰余金の配当									1,730	1,730
当期純利益									9,134	9,134
自己株式の取得										
自己株式の処分			15	15						
利益剰余金から 資本剰余金への振替			15	15					15	15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	218	500	7,106	7,387
当期末残高	21,704	19,478	-	19,478	3,529	5,200	8,555	20,800	12,810	50,895

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	585	84,104	4,247	4,247	204	88,556
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の 取崩		-				-
固定資産圧縮積立金の 積立		-				-
別途積立金の積立		-				-
剰余金の配当		1,730				1,730
当期純利益		9,134				9,134
自己株式の取得	28	28				28
自己株式の処分	70	54				54
利益剰余金から 資本剰余金への振替		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,111	2,111	4	2,106
当期変動額合計	41	7,429	2,111	2,111	4	9,535
当期末残高	543	91,533	6,358	6,358	200	98,092

当事業年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					配当引当積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	21,704	19,478	-	19,478	3,529	5,200	8,555	20,800	12,810	50,895
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							474		474	-
固定資産圧縮積立金の積立							785		785	-
別途積立金の積立								5,500	5,500	-
剰余金の配当									2,226	2,226
当期純利益									13,583	13,583
自己株式の取得										
自己株式の処分			0	0						
利益剰余金から資本剰余金への振替			0	0					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	310	5,500	5,545	11,356
当期末残高	21,704	19,478	-	19,478	3,529	5,200	8,866	26,300	18,355	62,251

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	543	91,533	6,358	6,358	200	98,092
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
固定資産圧縮積立金の積立		-				-
別途積立金の積立		-				-
剰余金の配当		2,226				2,226
当期純利益		13,583				13,583
自己株式の取得	37	37				37
自己株式の処分	8	7				7
利益剰余金から資本剰余金への振替		-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			922	922	47	969
当期変動額合計	29	11,327	922	922	47	12,297
当期末残高	573	102,860	7,281	7,281	247	110,389

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブ

時価法

(2) 特定包括信託等

粉乳中毒事件に関連し、被災者救済事業資金の支出を確実にすることを目的として設定する粉乳中毒救済基金の特定包括信託については、その他有価証券に準じて評価しております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料、貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、販売目的のソフトウェアについては、販売可能期間の見積り(3年)に基づく定額法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ただし、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により均等償却を行っております。

数理計算上の差異については、発生年度における従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

## 6 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、金融商品会計に係る会計基準に定める特例処理の要件を満たしており、この特例処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金の利息

### (3) ヘッジ方針

権限規定に基づき、金融市場の金利変動リスクの対応手段として、デリバティブ取引を実施しております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理によっており、有効性の評価を省略しております。

## 7 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 8 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
土地	34百万円	34百万円
建物	8,885	9,925
その他(投資その他の資産)	10	10
合計	8,929	9,969

なお、その他(投資その他の資産)は宅建業営業保証金として担保に供したものであります。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
長期借入金 (一年以内返済予定含む)	3,166百万円	2,332百万円

## 2 粉乳中毒事件に関連し、昭和49年6月より設定しているもので、被災者救済事業資金の支出を確実にするための基金であります。

## 3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	42,721百万円	52,987百万円
長期金銭債権	18,981	11,867
短期金銭債務	55,498	58,053

## 4 保証債務

関係会社の銀行借入等に対し、保証予約を行っております。

保証予約

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
	702百万円	688百万円

## 5 コミットメントライン契約

提出会社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関15行(前事業年度は14行)との間で、コミットメントライン契約を締結しておりますが、当事業年度末において借入は実行しておりません。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
コミットメントラインの総額	20,000百万円	20,000百万円
借入実行残高	-	-
借入未実行残高	20,000	20,000

6 期末日満期手形及び電子記録債務

期末日満期手形及び電子記録債務の処理については手形交換日等をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債務が年度末残高に含まれておりません。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
受取手形		323百万円
電子記録債務		607 "

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83%、当事業年度83%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17%、当事業年度17%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
拡売費	46,908百万円	46,851百万円
広告宣伝費	8,829	6,355
運送費・保管料	14,722	14,055
従業員給料・賞与	14,965	15,447
福利厚生費	2,916	2,921
減価償却費	1,573	1,496
貸倒引当金繰入額	0	6

- 2 受取家賃などでありませぬ。

- 3 公益財団法人ひかり協会による粉乳中毒事件の全被災者を対象とした救済事業の事業資金負担額であり、昭和49年4月以降支出しております。

- 4 関係会社との取引高の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
関係会社に対する売上高	139,799百万円	139,508百万円
関係会社からの仕入高	106,817	115,414
関係会社との営業取引以外の取引高	7,794	9,861

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,032百万円、関連会社株式3,514百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,319百万円、関連会社株式1,183百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりませぬ。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	2,924百万円	3,043百万円
退職給付信託	272	272
その他有価証券等時価会計評価損	1,656	1,650
未払賞与	1,333	1,374
未払費用	1,326	1,345
減価償却費	259	294
繰延資産	61	62
貸倒引当金	664	526
減損損失	586	559
その他	811	854
繰延税金資産小計	9,896	9,985
評価性引当額	3,060	2,911
繰延税金資産合計	6,836	7,073
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮記帳積立金	3,777	3,913
その他有価証券評価差額金	2,769	3,174
その他	0	0
繰延税金負債合計	6,547	7,088
繰延税金資産の純額	288	14

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.0%	3.4%
住民税均等割等	0.7%	0.5%
繰越欠損金	0.4%	- %
試験研究費等税額控除	2.5%	1.4%
評価性引当額	1.9%	0.8%
その他	0.8%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.8%	26.2%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	87,234	3,001	1,616	2,435	88,619	51,984
	構築物	13,941	623	124	357	14,440	9,575
	機械及び装置	191,550	7,603	3,071	6,258	196,082	155,349
	車両運搬具	39	0	1	0	38	35
	工具、器具及び備品	9,602	909	589	633	9,922	7,419
	土地	39,743	168	1,580	-	38,330	-
	リース資産	4,315	323	1,317	596	3,321	2,144
	建設仮勘定	3,086	16,134	11,627	-	7,593	-
	計	349,513	28,764	19,929	10,281	358,347	226,508
無形固定資産	のれん	67	-	-	1	67	65
	借地権	3,321	-	-	-	3,321	-
	商標権	8	-	-	0	8	7
	ソフトウェア	2,326	485	-	481	2,812	1,652
	電話加入権	110	-	-	-	110	-
	リース資産	1,679	-	993	188	685	548
	その他	748	902	317	5	1,333	152
	計	8,262	1,388	1,311	677	8,339	2,427

- (注) 1 建物の増加のうち、主なものは神戸工場(1,538百万円)、大和工場(457百万円)であります。機械及び装置の増加のうち、主なものは神戸工場(3,870百万円)、中京工場(760百万円)であり、減少のうち、主なものは神戸工場(1,046百万円)、中京工場(516百万円)であります。
- 2 建設仮勘定の増加のうち、主なものは神戸工場(7,141百万円)、別海工場(2,238百万円)、利根工場(1,801百万円)であり、減少のうち、主なものは神戸工場(5,323百万円)、大和工場(1,104百万円)であります。
- 3 当期首残高及び当期末残高につきましては、取得価額にて記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,170	1,718	2,170	1,718

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 ホームページアドレス <a href="http://www.morinagamilk.co.jp/ir/stock/publish.html">http://www.morinagamilk.co.jp/ir/stock/publish.html</a>
株主に対する特典	毎年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、保有株式数に応じて当社製品を11月から12月に下記のとおり贈呈いたします。 100～199株 当社製品「森永絹ごしとうふ」6丁 200～499株 当社製品「森永絹ごしとうふ」12丁 500株以上 当社製品詰合せ（「森永絹ごしとうふ」6丁含む）

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利および当社定款に定める単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を有しておりません。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類並びに確認書	事業年度 (第94期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月30日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書及びその添付書類			平成29年6月30日 関東財務局長に提出。
(3) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。		平成29年7月3日 関東財務局長に提出。
(4) 訂正発行登録書(新株予約権証券)			平成29年7月3日 関東財務局長に提出。
(5) 四半期報告書及び確認書	(第95期第1四半期)	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	平成29年8月10日 関東財務局長に提出。
(6) 四半期報告書及び確認書	(第95期第2四半期)	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月13日 関東財務局長に提出。
(7) 四半期報告書及び確認書	(第95期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月8日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月26日

森永乳業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 光 雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市 瀬 俊 司

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森永乳業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森永乳業株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、森永乳業株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、森永乳業株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 6月26日

森永乳業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 光 雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市 瀬 俊 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森永乳業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森永乳業株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。